清掃事業概要

令和５年度

（令和４年度実績）

一　宮　市

【　目　　次　】

第１章　総　　説　……　１～３
　１　一宮市の沿革
　２　合併状況と人口、世帯数の推移

第２章　組織・事務分掌　……　４～7
　１　環境部機構図
　２　事務分掌
　３　職名別人員配置表

第３章　予算・決算・処理単価　……　8～9
　１　清掃費予算・決算の推移
　２　ごみ処理単価
　３　し尿処理単価

第４章　ごみ処理施設　……　10～19
　１　処理・処分施設の位置
　２　環境センター施設概要
　３　最終処分場

第５章　ごみ処理事業　……　20～27
　１　収集処分系統図
　２　可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ収集、持込状況
　３　ごみ組成分析
　４　環境センター稼動状況
　５　最終処分の状況

第６章　資源回収事業　……　28～31
１　資源回収事業
２　資源回収一人当りの年間排出量
３　その他（有害ごみ）の回収状況
４　資源回収事業推進助成状況
５　粗大ごみ再生品の展示・配布

第７章　ごみ処理委託事業・啓発事業　……　32～37
１　委託状況
２　啓発事業等
３　ごみ処理手数料

第８章　し尿処理事業　……　38～47
１　衛生処理場施設概要
２　し尿・浄化槽汚泥収集処理状況
３　衛生処理場稼動状況
４　衛生処理場搬入量の推移
５　委託状況
６　許可業者
７　し尿浄化槽設置数及び清掃状況
８　し尿処理の状況
９　合併処理浄化槽設置補助金交付状況

第９章　資　　料　……　48～68
１　令和５年度一般廃棄物処理実施計画
２　産業廃棄物の分類
３　一宮市環境行政のあゆみ

第１章　総　　説

１　一宮市の沿革　……　1
２　合併状況と人口、世帯数の推移　……　3

1　一宮市の沿革

一宮市は、愛知県の北西部にあり、名古屋市までが約17km、岐阜市までが約13kmと、ほぼ両市の中間に位置している。市域は東西15.3km、南北13.3kmに広がっており、地形は極めて平坦で、市の北東部（海抜約16m）から南西部（海抜約3m）にかけて緩やかに傾斜している。気候は比較的温暖で、年平均気温は15℃前後、年間降水量は約1,700mmである。

本市は木曽川の沖積作用によって形成された濃尾平野の中央にあり、古くから農耕が盛んに行われていた。「一宮」の地名は、尾張を開いた祖神、天火明命を祀る真清田神社が、平安時代に尾張国一の宮となってから呼び習わされたものである。

江戸時代の中頃からは米麦の他に綿花の栽培が盛んになり、農家の副業として綿織物の生産が行われるようになった。こうした産物の商取引のため、真清田神社の門前通りでは三八市が開かれるようになり、幕末期には当地方における商品生産と流通の中心地として栄えた。現在の市中心市街地はこうして形成された。

明治22年10月1日、中島郡一宮村は隣の一色村を合併して町制を施行し、面積8.63k㎡、人口11,000人の一宮町となった。その後、人口30,558人になった大正10年9月1日に市制を施行し、県下4番目、全国80番目の都市として一宮市が誕生した。当時繊維産業は綿織物と絹綿交織の生産を主体に栄えていたが、大正中期から昭和初期にかけて毛織物の生産へと移行し、全国一の毛織物生産地帯へと発展していった。

昭和15年には葉栗郡葉栗村、丹羽郡西成村を合併し、面積28.02 k㎡、人口70,792人となった。太平洋戦争では2度の空襲により市街地の8割が焼失したが、戦後、市民と行政の目覚ましい努力と取り組みにより、いち早く復興がなされた。

昭和30年には隣接する丹羽郡丹陽村、葉栗郡浅井町、葉栗郡北方村、中島郡大和町、中島郡今伊勢町、中島郡奥町、中島郡萩原町、丹羽郡千秋村の8カ町村を合併し、面積82.39k㎡、人口154,775人となった。昭和後期からは毛織物の需要減少や外国製品の流入に伴い、産業構造の多角化が進み、繊維業を中心とする複合型産業都市へと変貌した。

本市は中部経済圏における重要な交通拠点であり、名神高速道路や本市を起点として中部地方を縦断する東海北陸自動車道が、名古屋と岐阜を結ぶ幹線道路の国道22号と市内で接続している。また、鉄道も市の中央をJR東海道本線（明治19年開通）や名鉄本線（昭和10年開通）が走っており、市中心部では鉄道の大規模な高架化等により市内交通の円滑化を図っている。

こうした地の利を活かした工業団地も整備（平成10年3月全社操業開始）し、経済基盤の強化や雇用の拡大により、さらなる発展が期待されている。

平成14年4月1日より特例市に移行した本市は、その目指す都市像「『心のゆたかさ』があふれるまち」の実現に向け、駅周辺都心地区の再開発や東海北陸自動車道インターチェンジ周辺の開発、国営木曽三川公園「138タワーパーク」をはじめとした市民憩いの場の整備、生活関連基盤の充実等、市民福祉の向上に寄与すべく積極的に事業に取り組み、人口28万の近代都市、尾張地方の中核都市として躍進を図ってきた。

しかし、この地域を取り巻く社会経済状況は大きく変わり、厳しい財政状況の中、少子高齢化の進展、生活圏の広域化、地方分権の推進等の多くの課題に直面する中において、尾西市・

木曽川町と合併の道を模索することを決意し、新しいまちづくりについて協議すべく、平成15年1月14日に任意協議会、同年7月2日に法定合併協議会を設置した。

そして、合併協議会を中心に協議を重ねた結果、平成16年8月9日に合併調印式を執り行い、平成17年4月1日、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みをお互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指し、面積113.82㎢、人口約37万人の新生「一宮市」が誕生した。

当地域は繊維産業を基盤として栄えており、近年では地場産生地「尾州」のブランド力強化を進めると同時に、企業誘致の推進により産業の複合化を図っている。また新しいまちづくりの方向性を示した「新市建設計画」に基づき、総合体育館・斎場・リサイクルセンター・尾張一宮駅前ビル・市役所本庁舎など多くの施設が完成した。

市内には現在、高速道路の5つのインターチェンジと一宮ジャンクションがあり、東西の大動脈である東名・名神高速道路と、太平洋側と日本海側をつなぐ東海北陸自動車道の結節点として重要な位置にあり、市北部から西部へと約18キロメートルにわたって接する木曽川がはぐくんだ豊かな自然や、これまで蓄積された歴史・文化を礎に、「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市一宮」を都市将来像としたまちづくりを目指している。

また、令和3年4月1日には中核市へ移行し、保健衛生、福祉、環境分野などの多くの業務が県から移譲された。与えられる権限の活用に工夫を凝らし、地域の実情にあったより質の高いサービスの提供を目指している。

２　合併状況と人口、世帯数の推移

合 併 年 次	合 併 地 区	人 口・世 帯・市 域
大正10年　9月	市 制 施 行	人 口　30,558 人 世 帯　6,398 世帯 市 域　8.3 ㎢
昭和15年　8月	葉 栗 村	人 口　70,792 人 世 帯　13,584 世帯 市 域　28.02 ㎢
昭和15年　9月	西 成 村	
昭和30年　1月	丹 陽 村･浅 井 町	人 口　157,025 人 世 帯　28,045 世帯 市 域　82.39 ㎢
昭和30年　4月	北 方 村･大 和 町 今伊勢町･奥　町 萩 原 町･千 秋 村	
平成17年　4月	尾 西 市 木曽川町	人 口　377,216 人 世 帯　133,401 世帯 市 域　113.91 ㎢
令和5年　4月1日現在	－	人 口　379,538 人 世 帯　165,664 世帯 市 域　113.82 ㎢※

※平成27年3月6日に市域変更

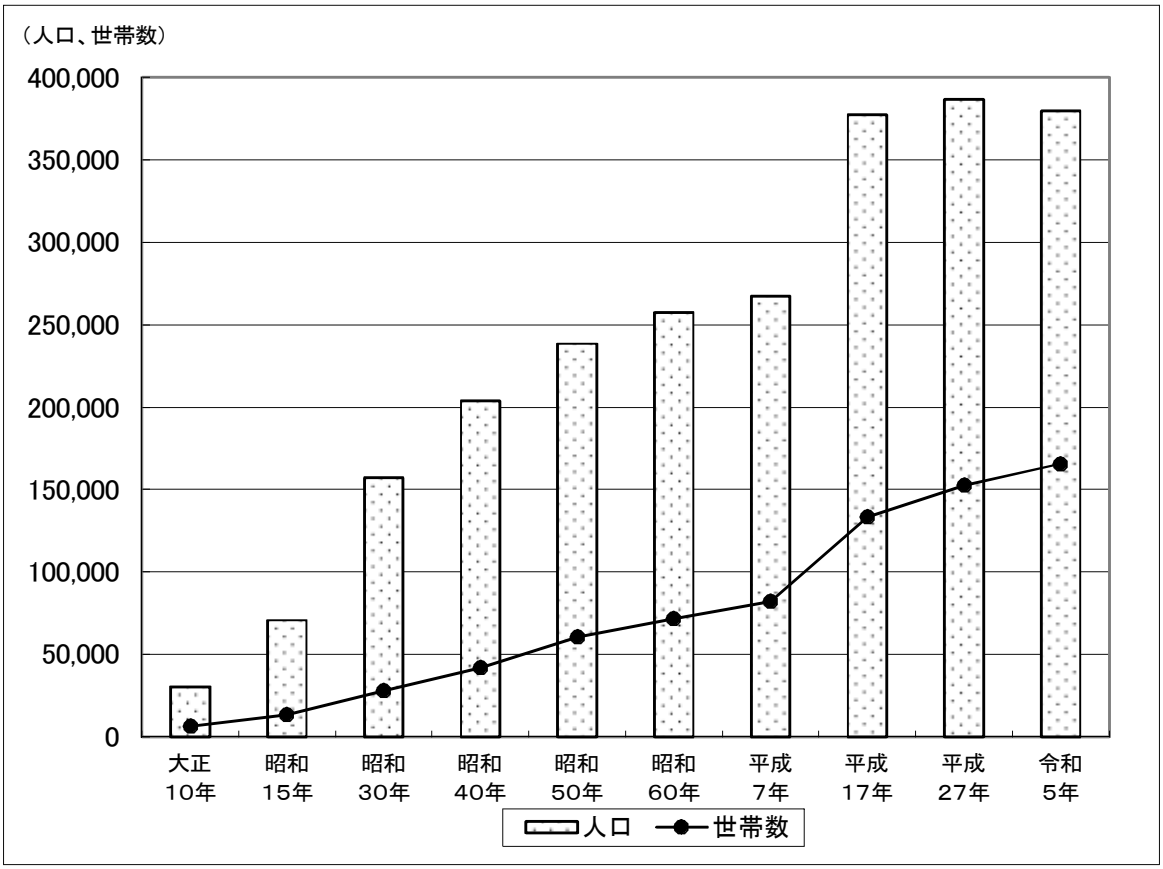

年度	大正10年	昭和15年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	令和5年
人口	30,558	70,792	157,025	203,743	238,463	257,388	267,362	377,216	386,410	379,538
世帯数	6,398	13,584	28,045	42,295	60,482	71,541	82,398	133,401	152,651	165,664

第２章　組織・事務分掌

１　環境部機構図 …… 4
２　事務分掌 …… 5
３　職名別人員配置表 …… 7

1　環境部機構図（グループ制）

令和5年4月1日現在

環境部　135名
〔 26名〕

部長
　1 名
次長
　1 名

環境政策課	環境政策G （課長・専任課長を含む）	12 名 〔 1 名〕
環境保全課	公害規制・監視G （課長・専任課長を含む）	12 名 〔 0 名〕
廃棄物対策課 ※	一般廃棄物G （専任課長を含む）	9 名 〔 2 名〕
	産業廃棄物G （専任課長を含む）	9 名 〔 2 名〕
収集業務課	リサイクルG （課長・専任課長を含む）	19 名 〔 8 名〕
	収集・指導G	43 名 〔 7 名〕
施設管理課	施設管理G （課長・専任課長を含む）	29 名 〔 6 名〕
霊園管理事務所 （環境政策課の兼任職員10名）		

うち、〔 〕内は再任用・会計年度任用職員数

※廃棄物対策課長は環境部次長が兼務

２　事　務　分　掌

一宮市事務分掌規則より抜粋

〈環境政策課〉

(1) 環境施策の調査、企画及び調整に関する事務
(2) 環境基本計画に関する事務
(3) 環境審議会に関する事務
(4) 環境教育及び環境美化に関する事務
(5) 地球温暖化対策に関する事務
(6) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの普及促進に関する事務
(7) 生物多様性及び生態系の保全に関する事務
(8) 鳥獣捕獲許可に関する事務

〈環境保全課〉

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭による公害対策に関する事務
(2) ダイオキシン類による環境汚染防止に関する事務
(3) 化学物質の適正管理の促進に関する事務
(4) 公害に係る苦情相談に関する事務
(5) 公害防止の啓発に関する事務
(6) 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸の衛生対策に関する事務
(7) 不快害虫の発生抑制に関する事務

〈廃棄物対策課〉

(1) 廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事務
(2) 廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事務
(3) 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理計画に関する事務
(4) 廃棄物の発生抑制の調査及び啓発に関する事務
(5) 産業廃棄物の不法投棄の防止に関する事務
(6) 浄化槽設置の助成及び推進に関する事務
(7) 浄化槽の適正管理の指導に関する事務
(8) 浄化槽点検業者の登録及び指導監視に関する事務
(9) 廃棄物減量等推進審議会に関する事務
(10) 清掃事業に係る統計に関する事務
(11) 使用済自動車の再資源化等の許可及び指導監視に関する事務
(12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する事務

〈収集業務課〉

(1) 一般廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)の収集及び排出指導に関する事務
(2) 一般廃棄物の不法投棄の防止に関する事務
(3) 一般廃棄物の資源化の意識の向上に関する事務
(4) 資源回収事業の推進に関する事務
(5) リサイクル事業に関する事務
(6) 犬、猫その他の動物の死体の処理に関する事務

〈施設管理課〉

(1) 搬入廃棄物及び資源化物の処理に関する総合的な調整及び統計に関する事務
(2) 搬入廃棄物及び資源化物の計量及び処理手数料の徴収に関する事務
(3) 搬入廃棄物及び資源化物の有価物処理に関する事務
(4) 一般廃棄物処理施設(ごみ焼却処理施設、リサイクルセンター、最終処分場及び衛生処理場に限る。次号において同じ。)に係る管理及び計画に関する事務
(5) 一般廃棄物処理施設のプラント設備の設計及び工事に関する事務
(6) 余熱利用施設及びゆうゆうのやかたの管理及び運営に関する事務
(7) 公衆便所の清掃に関する事務

３　職名別人員配置表

令和5年4月1日現在

単位:人

区　分	環境政策課	環境保全課	廃棄物対策課		収集業務課		施設管理課
	環境政策G	公害規制・監視G	一般廃棄物G	産業廃棄物G	リサイクルG	収集・指導G	施設管理G
課　　長	1	1	1		1		1
主　　監							
専任課長	2	1	2		1		1
管理職計	3	2	3		2		2
課長補佐	2	1	1	2	1	1	3
清掃監督					1	2	
主　　査	3	3	1	2		1	5
清掃主任					2	2	
主　　任				1	1		
事務吏員	3	3	4	1			1
技術吏員		3					
清掃副主任						5	3
運転主任					2	9	
清掃班長					1	7	6
運転班長						2	
技　能　員							1
環　境　員					1	7	1
補　助　員							1
再　任　用					7	7	4
会計年度任用職員	1		2	2	1		2
担当計	9	10	8	8	17	43	27
合　計	12	12	19		62		29

第３章　予算・決算・処理単価

１　予算・決算　……　8
２　ごみ処理単価　……　9
３　し尿処理単価　……　9

１　予算・決算

（１）一般会計及び清掃費（当初予算）

単位：千円

年度	R4	R5
一般会計	122,160,000	125,810,000
対前年比（%）	**－**	**103**
清掃費	4,006,997	4,075,092
対前年比（%）	**－**	**101.7**
一般会計に占める清掃費の割合（%）	**3.3**	**3.2**

（２）ごみ処理・し尿処理費用決算内訳（令和４年度）

単位：円

合計	収集運搬	中間処理	最終処分	し尿処理	管理部門
3,847,416,061	1,469,492,379	1,388,394,025	407,657,043	200,528,481	381,344,133

※新型コロナウイルス感染拡大により令和5年度へ繰越したごみ焼却施設定期修繕事業費を含んでいます。

※処理費用は、清掃費（エコハウス138・ゆうゆうのやかた費を除く）、及び環境総務費と環境対策費の一部が対象となります。

※管理部門には、一般職員人件費、公共施設等維持管理費、各種事務経費が含まれています。

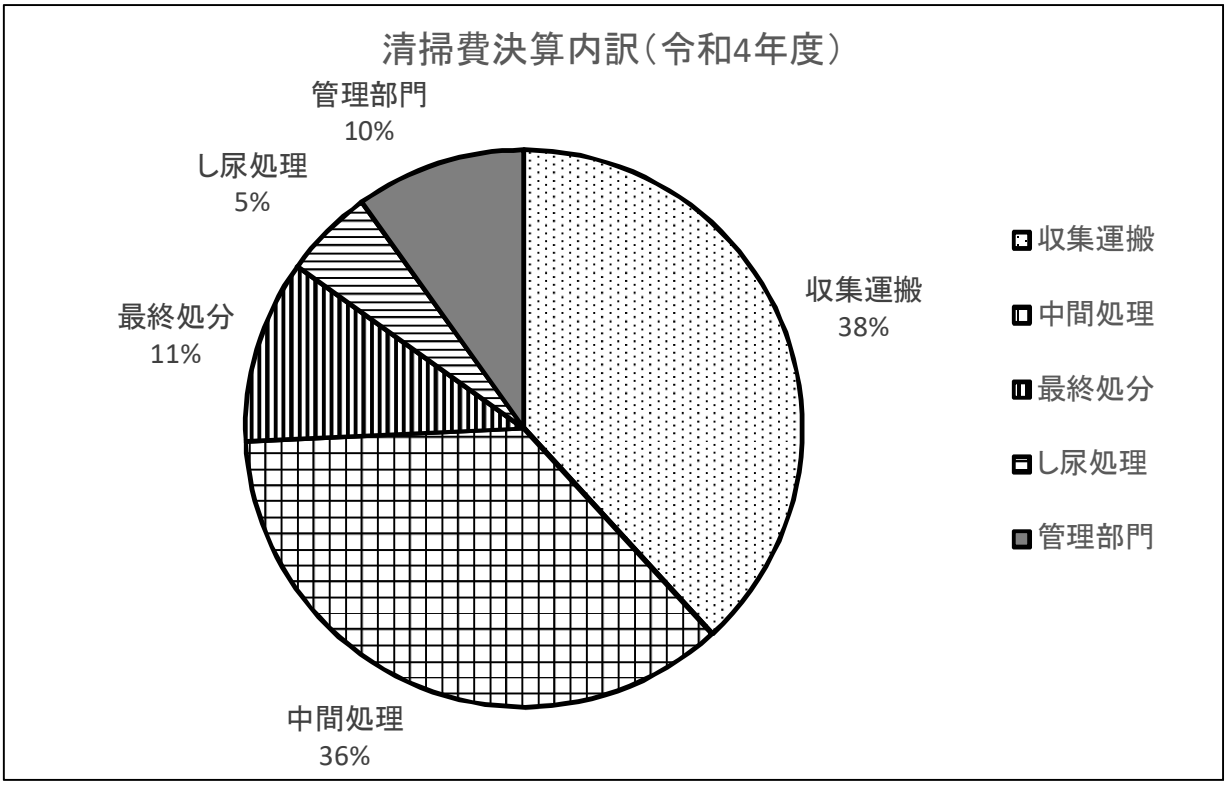

２　ごみ処理単価

区　分	ごみ処理費	収集運搬	中間処理	最終処分	管理部門
処理経費(百万円)	3,589.5	1,469.5	1,388.4	407.7	324.0
処理量(t)	112,434	－	－	－	－
処理単価(円/t)	31,926	13,070	12,349	3,626	2,882
構成比率(%)	100.0	40.9	38.7	11.4	9.0
一人あたり処理単価(円/人)	**9,458**	**3,872**	**3,658**	**1,074**	**854**

※新型コロナウイルス感染拡大により令和5年度へ繰越したごみ焼却施設定期修繕事業費を含む
※ごみ処理費はごみ処理に関する各部門の合計から、投資的経費を除いたもの
※管理部門はごみ処理に関する費用を算入

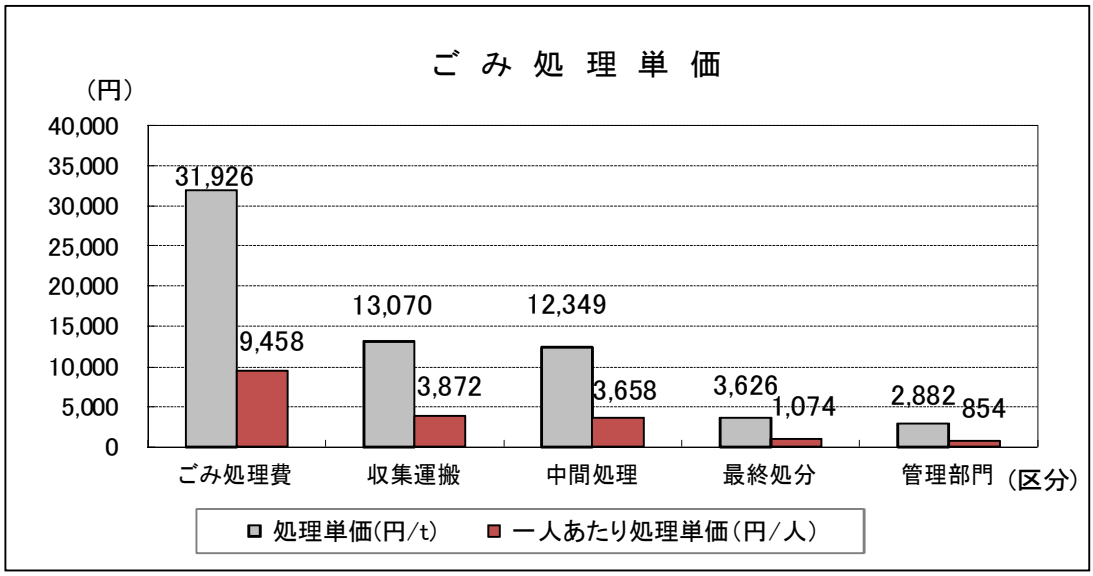

３　し尿処理単価（１kl当たり）

区　分	し尿処理費	し尿処理	管理部門
処理経費(千円)	257,880	200,528	57,351
処理量(kl)	81,807	－	－
処理単価(円/kl)	3,152	2,451	701
構成比(%)	100.0	77.8	22.2

※し尿処理費はし尿処理に関する各部門の合計から、投資的経費を除いたもの
※管理部門はし尿処理に関する費用を算入

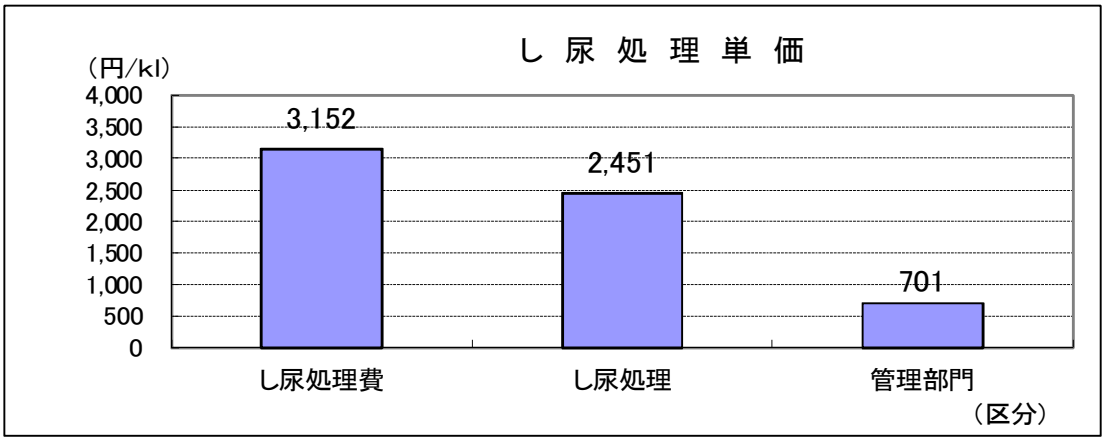

第４章　ごみ処理施設

１　処理・処分施設の位置　……　10
２　環境センター施設概要　……　11
３　最終処分場　……　18

1　処理・処分施設の位置

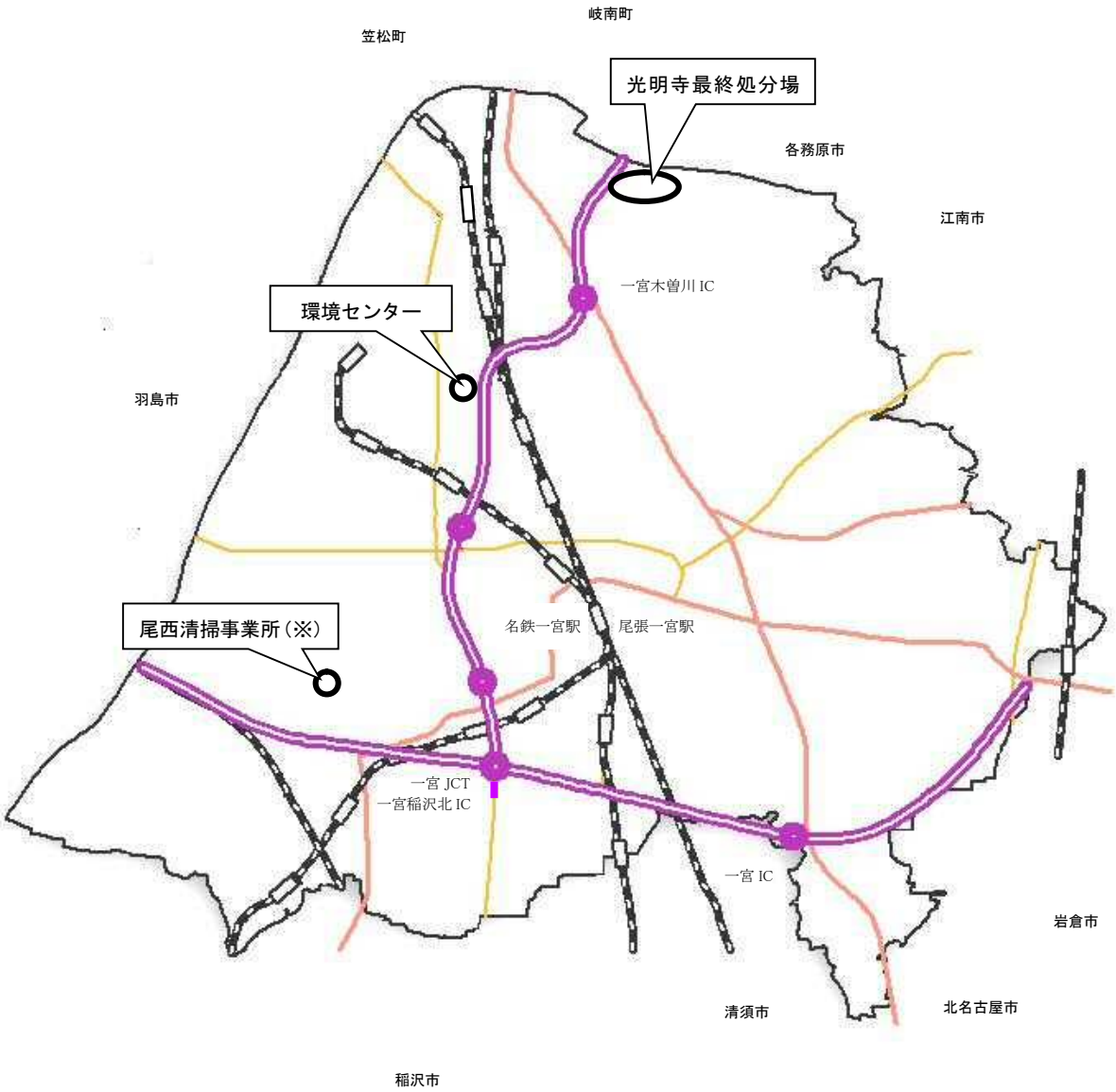

※ 尾西清掃事業所は平成 25 年 3 月 31 日付けで閉鎖

２　環境センター施設概要

（１）全体配置図

所在地　　一宮市奥町字六丁山52番地
敷地面積　53,317.17㎡
（衛生処理場、一宮斎場を除く）

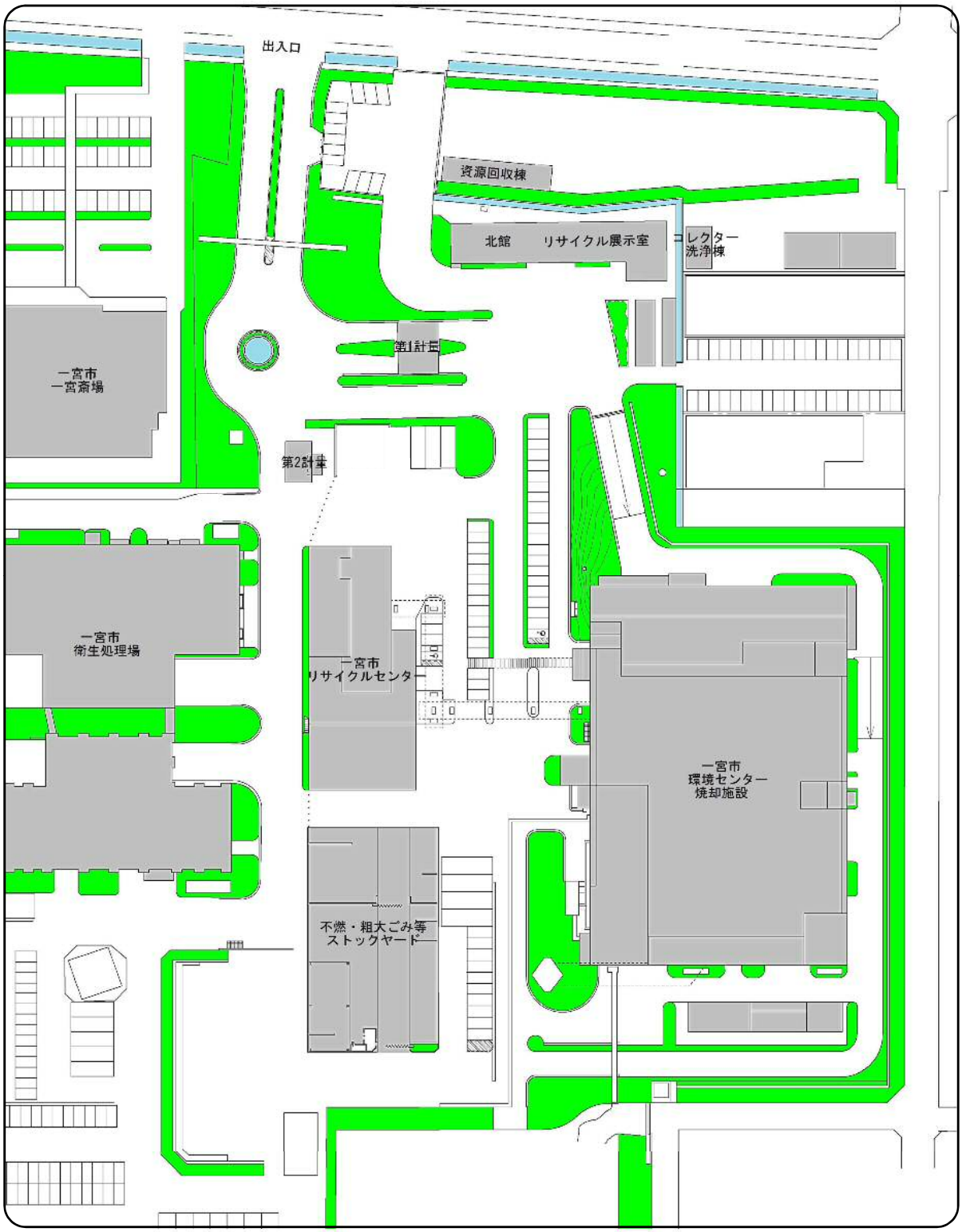

（2）焼却処理施設

名　　称	一宮市環境センター
工 事 期 間	平成6年8月～平成10年3月
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階、地上5階、PH2階建 建築面積　　5，740．63㎡ 延床面積　17，624．12㎡
焼 却 能 力	450t/24h（150t/24h×3炉）
炉 の 型 式	全連続燃焼式焼却炉（NKK二回流式ハイパー火格子）
設 計 施 工	日本鋼管株式会社（現JFEエンジニアリング株式会社）
総 事 業 費	24，308，000，000円（消費税3％を含む）
公害防止装置	ばいじん除去：バグフィルタ（能力　0.02g/Nm^{3}以下） HCl・SOx除去：乾式有害ガス除去装置 NOx除去：無触媒、触媒脱硝併用方式 排水処理設備：生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、 活性炭吸着処理（無放流）
受入供給設備	ピット＆クレーン方式 ごみピット容量：11，250m^3 ごみクレーン：手動、半自動、全自動
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	廃熱ボイラ方式：蒸発量24.7T/h 常用使用圧力・温度：2．89MPa・300℃ 最高使用圧力・温度：3．43MPa・340℃
余熱利用設備	発電：衝動多段式復水タービン（最大出力7，000kW） 場内：冷暖房、給湯 場外：エコハウス138への熱供給 奥いきいきセンターへの熱供給

（平成10年3月から稼働）

焼却処理施設　処理フローシート

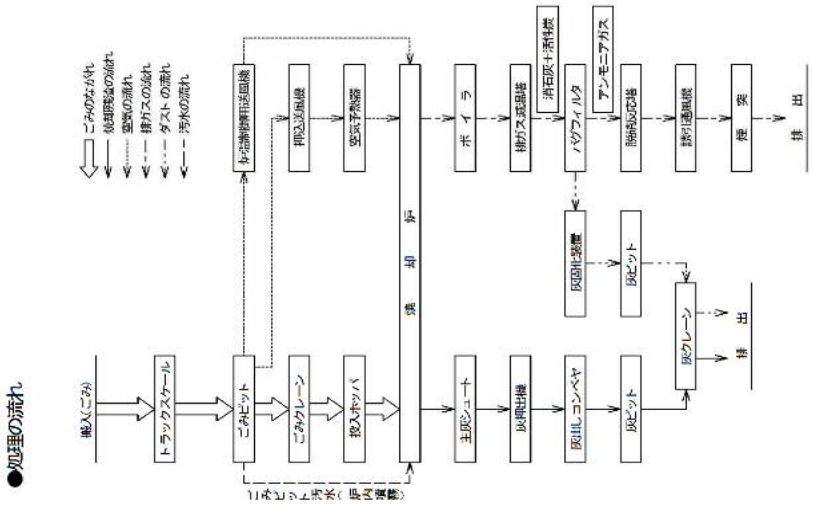

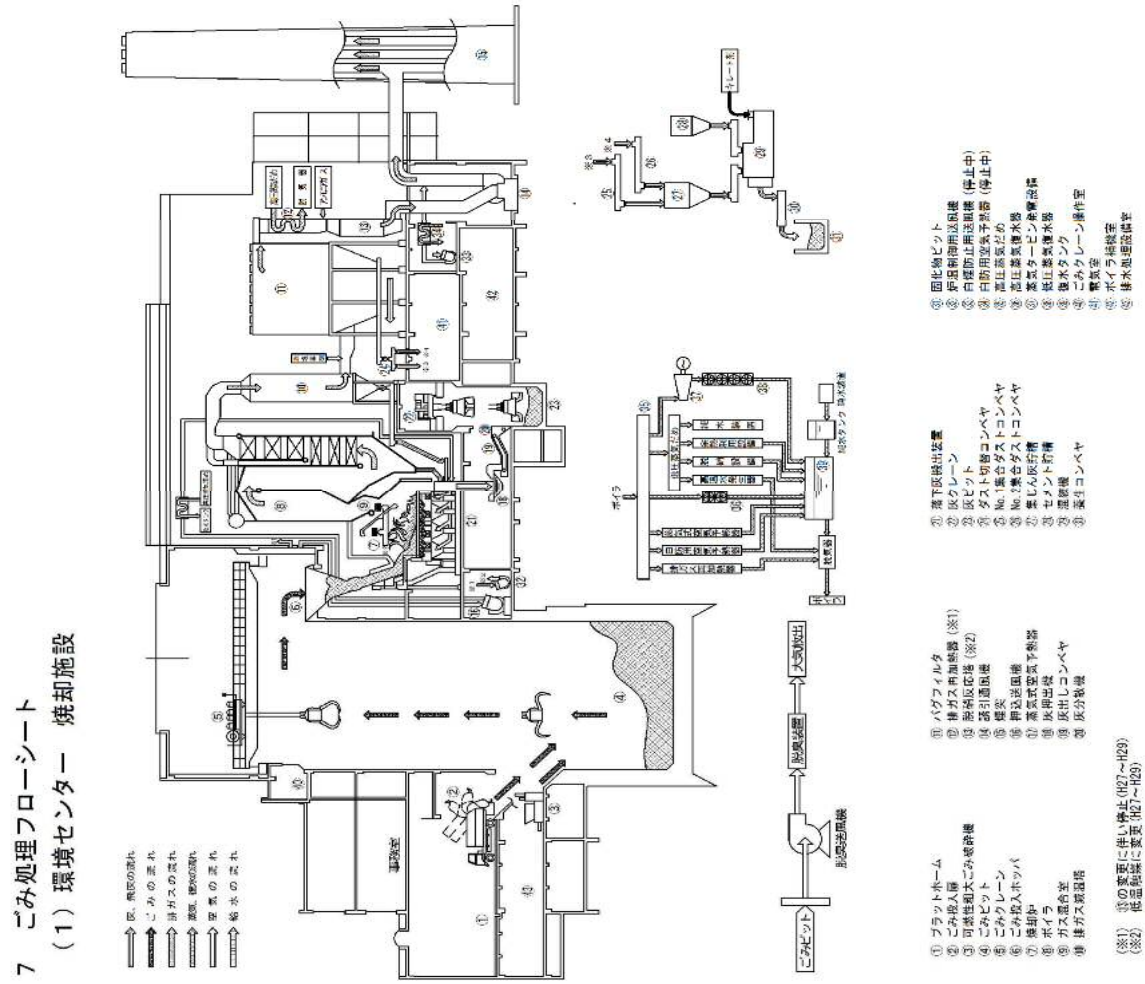

（3）リサイクルセンター

名　　称		一宮市リサイクルセンター	
工事期間		平成23年4月～平成26年1月 （リサイクルセンター：平成23年4月～平成25年3月、ストックヤード：平成25年4月～平成26年1月）	
構造規模		鉄骨造　一部鉄筋コンクリート造　地下1階、地上3階建	
		リサイクルセンター　建築面積　1，341．19㎡、延床面積　2，863．69㎡	
		不燃・粗大ごみ等ストックヤード　建築（延床）面積　215．02㎡、全体面積1，590㎡	
処理能力		60t/5h 不燃・粗大ごみ　51t/5h 空き缶・金属類　9t/5h	
設計施工管理		パシフィックコンサルタンツ株式会社	
設計施工		日立造船株式会社	
運営維持管理		一宮環境テクノロジー株式会社	
総事業費		1，838，266，500円（消費税5％を含む）	
処理ライン		不燃・粗大ごみライン	空き缶・金属ライン
設備概要	破砕機	切断機（剪断式破砕機）　1t/h　1基 一次破砕機（二軸剪断式）　10.2t/h　1基 二次破砕機（竪型破砕機）　10.2t/h　1基	――
	供給設備	不燃・粗大ごみホッパ　15.15㎥　1基 二次破砕機直投受入ホッパ　23.72㎥　1基	受入ホッパ　9.54㎥　1基 破袋除袋装置　1.8t/h　1基
	選別設備	磁選機（電磁永磁併用吊下式）　2.39t/h　1基 ｱﾙﾐ選別機（永磁ﾄﾞﾗﾑ回転式）　4.09t/h　1基 粒度選別機（回転篩式）　7.81t/h　1基 磁選用風力選別機（吹込式）　2.39t/h　1基 磁選用風力選別機（吸引式）　2.39t/h　1基 不燃物精選機（吹込・吸込式）　2.5t/h　1基	手選別コンベヤ　1.79t/h　1基 磁選機（永磁吊下式）　1.21t/h　1基 ｱﾙﾐ選別機（永磁ﾄﾞﾗﾑ回転式）　0.58t/h　1基
	搬出設備	鉄分貯留バンカ（カットゲート式）　16㎥　1基 不燃物貯留バンカ（カットゲート式）　16㎥　1基 アルミ貯留バンカ（カットゲート式）　16㎥　1基 可燃物貯留バンカ（カットゲート式）　16㎥　1基	圧縮梱包装置（二方向圧縮式）　1基 スチール缶　1.21t/h アルミ缶　0.43t/h
	粉じん処理設備	サイクロン　315㎥/min　1基 バグフィルタ　420㎥/min　1基 排風機　420㎥/min　1基	――
	雑設備	――	スプレー缶処理機（二軸剪断式） 400個/h　1基

（平成25年 3月25日から稼働）

リサイクルセンター　処理フローシート

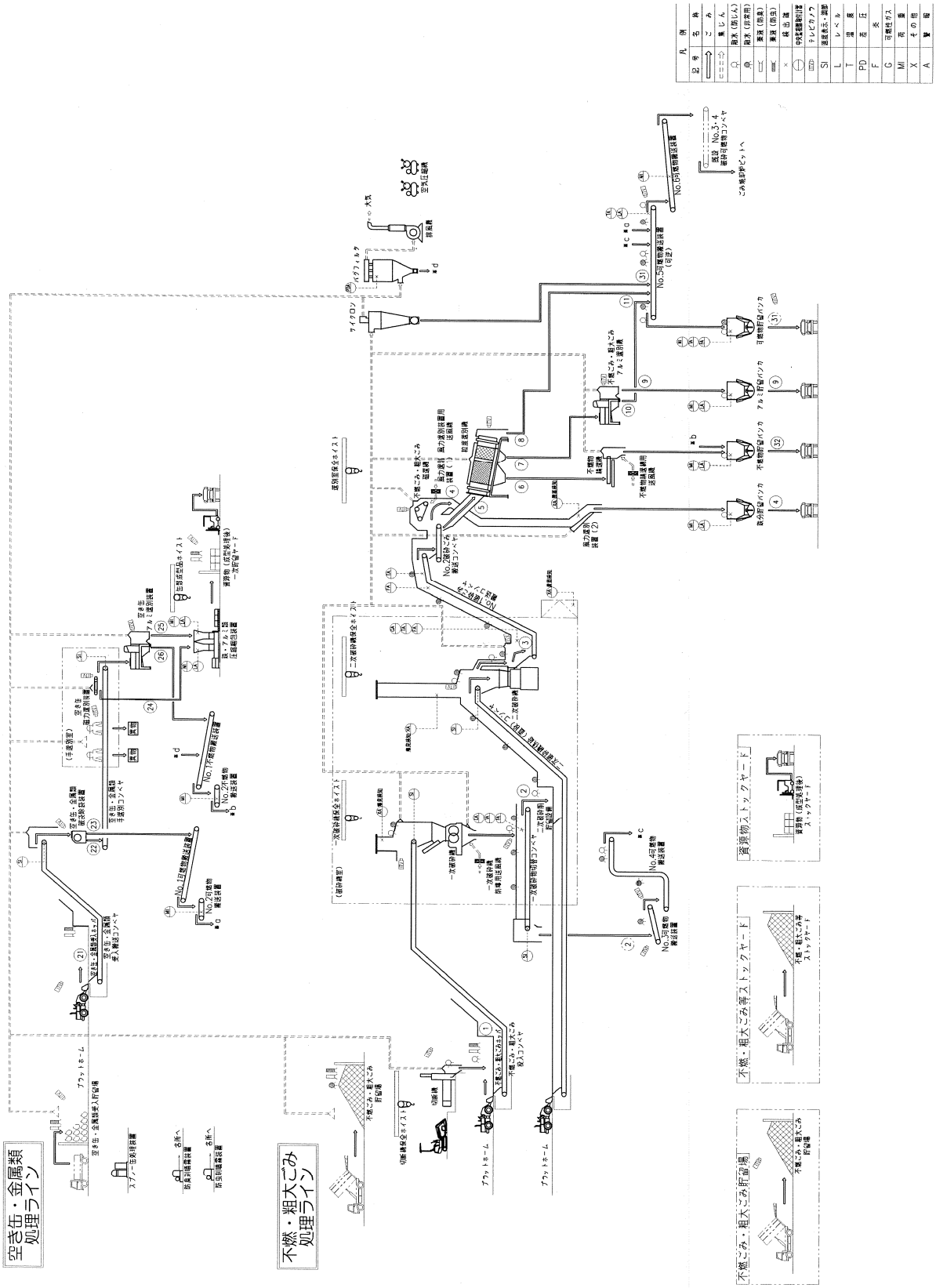

（4）トラックスケール（計量棟）

名　　称	第1計量（受付棟）
構造規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 平家建 建築面積　　84．50㎡ 延床面積　　16．50㎡
型　　式	ロードセル式
秤量能力	30トン
数　　量	2台
竣工年月	平成10年3月

※建設費は、焼却施設の総事業費に含む

名　　称	第2計量（精算所）
構造規模	鉄骨造 平家建 建築面積　　50．52㎡ 延床面積　　15．36㎡
型　　式	ロードセル式
秤量能力	30トン
数　　量	1台
竣工年月	平成17年3月
建設費	27，930，000円（消費税5％含む）

（５）廃蛍光灯破砕処理保管装置

名　称　形　式	リサイクル型蛍光灯破砕機　型式　GZ21－10
処　理　対　象　物	長さ1200㎜（40W）までの直管形蛍光灯 （オプションにより長さ2400㎜（110W）までの直管形） 直径380mm（40W）までの環形蛍光灯
同　時　投　入 可　能　本　数	直管形で　6本まで 環形で　　1本
保　管　容　器	容量200ℓオープンドラム缶
保管容器の破砕 蛍光灯収納容量	オープンドラムに 　1200㎜（40W）直管形で約400～500本
破　砕　機　本　体	①破砕方法…ローラー送り込み破砕方法 ②投入方法…直管形・環形とも　投入シューターに手で投入 ③電動機……破砕・搬送コンベア用　三相200V0．75kW 集塵機ブロア用　　三相200V1．0kW ガス処理装置ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ用　三相200V0．2kW ④電　源……AC200V ⑤外形寸法…W765×L2595×H1830（㎜）
粉塵・排水銀処理	カートリッジエレメント（パルスジェット払落機構付） 及び　特殊吸着剤（活性炭ベース）による処理
取　得　年　月　日	平成15年6月18日

（６）車両

（令和5年3月31日現在）

車　種	パッカー車			トラック	パワーゲート付　トラック			ダンプ	パワーゲート付ダンプ	軽トラック	軽四	ワゴン	計
積載量（t）	2.0	2.35 ※1	3.05～3.15	2.0 内1※2	1.9 ※2	2.0	3.0	2.0	2.0	0.35	4人乗	5人乗	－
車両数（台）	2	1	10	2	1	1	2	2	2	2	2	2	29

※1 は天然ガス車

※2 はハイブリッドディーゼル車

３　最終処分場

令和5年3月31日現在

埋立地の名称	一宮市光明寺処分場※	一宮市光明寺最終処分場
所在地	一宮市光明寺	一宮市光明寺字寅新田
全体面積	26,671㎡	21,540㎡
全体容量	116,101m^3	105,480m^3
残余容量	0m^3	15,573m^3
埋立開始年月	平成3年11月	平成16年4月
埋立終了（予定）年月	平成16年8月	令和13年4月
構造	管理型処分場	管理型処分場
浸出液処理施設	凝集沈殿法＋生物処理法（生物膜法）	カルシウム晶析法＋接触曝気
		凝集膜分離法＋高度処理
埋立方式	平面埋立方式（遮水シート布設）	平面埋立方式（遮水シート布設）
管理方法	業者委託	業者委託
主な使用機器		10tショベルドーザー転圧機
工事期間		平成14年7月～平成16年3月
総事業費		1,911,600,000円（消費税5％含む）

◆転圧機　平成12年9月1日取得　　取得費　22,417,500円　　コマツ
運転整備重量　24,600kg
全長　　7,520mm
全幅　　（車体幅）3,400mm　（排土板幅）4,265mm

※平成29年5月16日　廃止
跡地利用（太陽光発電所用地賃貸借）H28.3.1～R18.2.29
太陽光発電設備　640kw　RSリニューアブルズ㈱

最終処分場浸出水処理施設フロー図

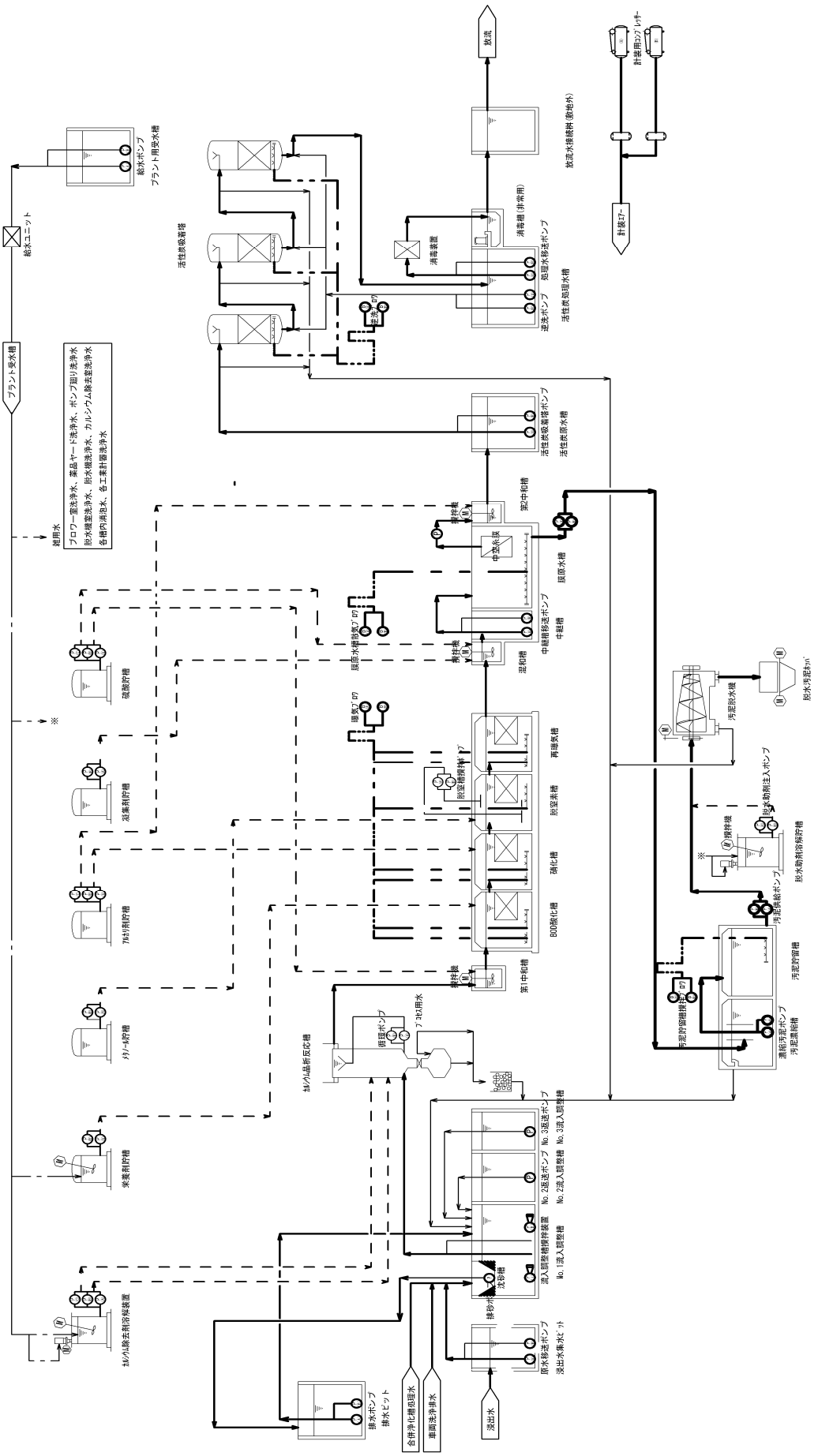

第５章　ごみ処理事業

１　収集処分系統図　……　20
２　可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ収集、
　　持込状況　……　21
３　ごみ組成分析　……　23
４　環境センター稼動状況　……　25
５　最終処分の状況　……　27

1　収集処分系統図

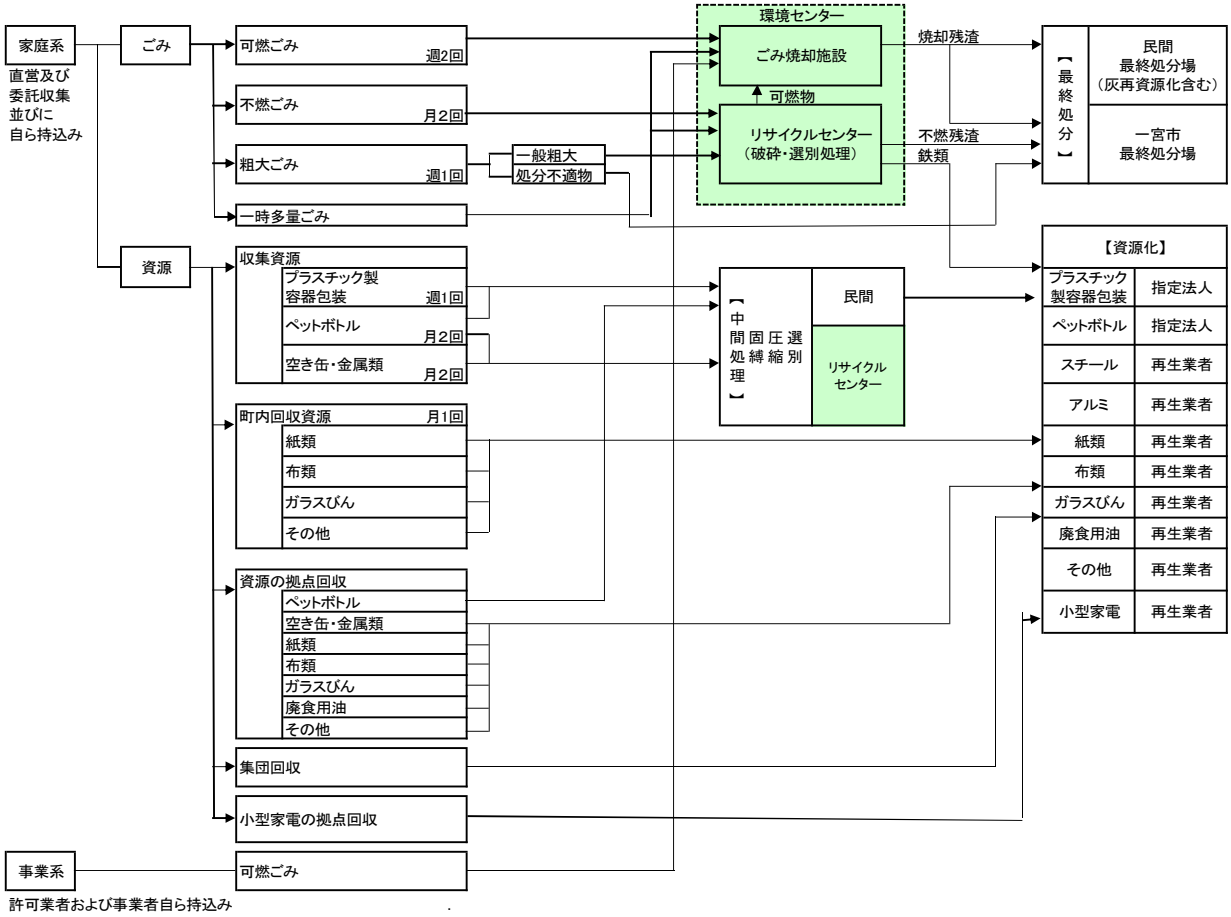

●平成20年度からの収集処分について

分別ルールの徹底とごみ出しマナーの向上を図るため、旧市町で異なっていたごみ出しルールを統一し、平成20年4月1日から新しいルールでのごみ出しがスタートしました。

（1）指定ごみ袋制の導入

・指定ごみ袋について

種　類	可燃ごみ用、不燃ごみ用、資源用の3種類
サイズ	大45リットル、中30リットル、小10リットルの3サイズ
価　格	市場価格　※ごみ処理費用を加算した「有料ごみ袋」ではありません。
製造・販売	市が承認した事業者が製造し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、その他小売店などで販売

・可燃ごみ

・不燃ごみ

・収集資源　プラスチック製容器包装
・収集資源　ペットボトル
・収集資源　空き缶・金属類

（2）プラスチック製容器包装の分別収集

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）をふまえ、また最終処分場の延命を図るため、一部地区で行っていたプラスチック製容器包装の分別収集を全市域で実施し、資源化することにしました。

２　可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ収集、持込状況

近年における生活水準の向上や生活様式の平準化を反映し、日常生活より排出されるごみは多様化し、増加傾向にあります。

家庭ごみは、それぞれ定められた曜日に、市及び委託業者が収集を行います。また、事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、自己もしくは収集運搬業許可業者によって搬入されます。

粗大ごみは、平成13年4月から有料戸別収集（処理手数料：1点につき800円）を行なっています。

（１）可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ収集、持込実績

区　分			H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	収集分	量(t)	69,224	70,767	70,900	69,299	68,396
		対前年比(%)	－	102.2	100.2	97.7	98.7
	持込分	量(t)	25,681	26,226	24,673	24,583	24,775
		対前年比(%)	－	102.1	94.1	99.6	100.8
	小　計	量(t)	94,905	96,993	95,573	93,882	93,171
		対前年比(%)	－	102.2	98.5	98.2	99.2
不燃ごみ	収集分	量(t)	5,058	4,881	5,218	4,701	4,382
		対前年比(%)	－	96.5	106.9	90.1	93.2
	持込分	量(t)	2,186	2,042	2,004	2,261	1,947
		対前年比(%)	－	93.4	98.1	112.8	86.1
	小　計	量(t)	7,244	6,923	7,222	6,962	6,329
		対前年比(%)	－	95.6	104.3	96.4	90.9
粗大ごみ	一般粗大	収集量(t)	855	935	959	964	964
		対前年比(%)	－	109.4	102.6	100.5	100.0
	処分不適物	収集量(t)	15	12	14	18	24
		対前年比(%)	－	80.0	116.7	128.6	133.3
	小　計	収集量(t)	870	947	973	982	988
		対前年比(%)	－	108.9	102.7	100.9	100.6
合　計		量(t)	103,019	104,863	103,768	101,826	100,488
		対前年比(%)	－	101.8	99.0	98.1	98.7

※不燃ごみ・収集分には、側溝残土等収集分含む。

（2）ごみ収集・持込状況

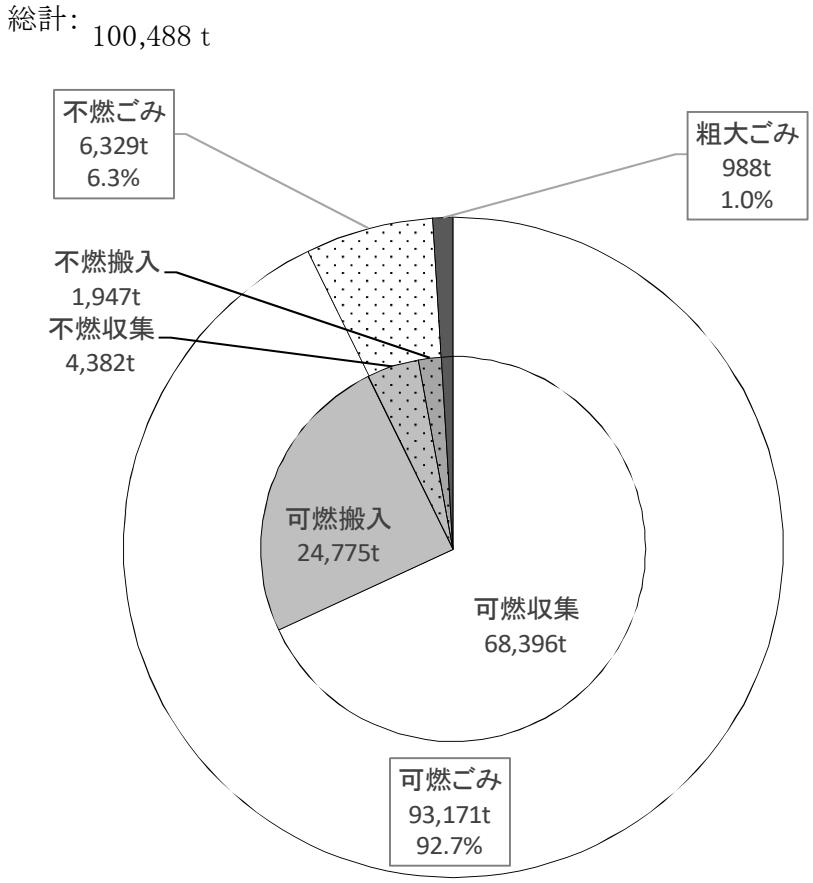

（3）可燃・不燃・粗大ごみ処理量の経年変化

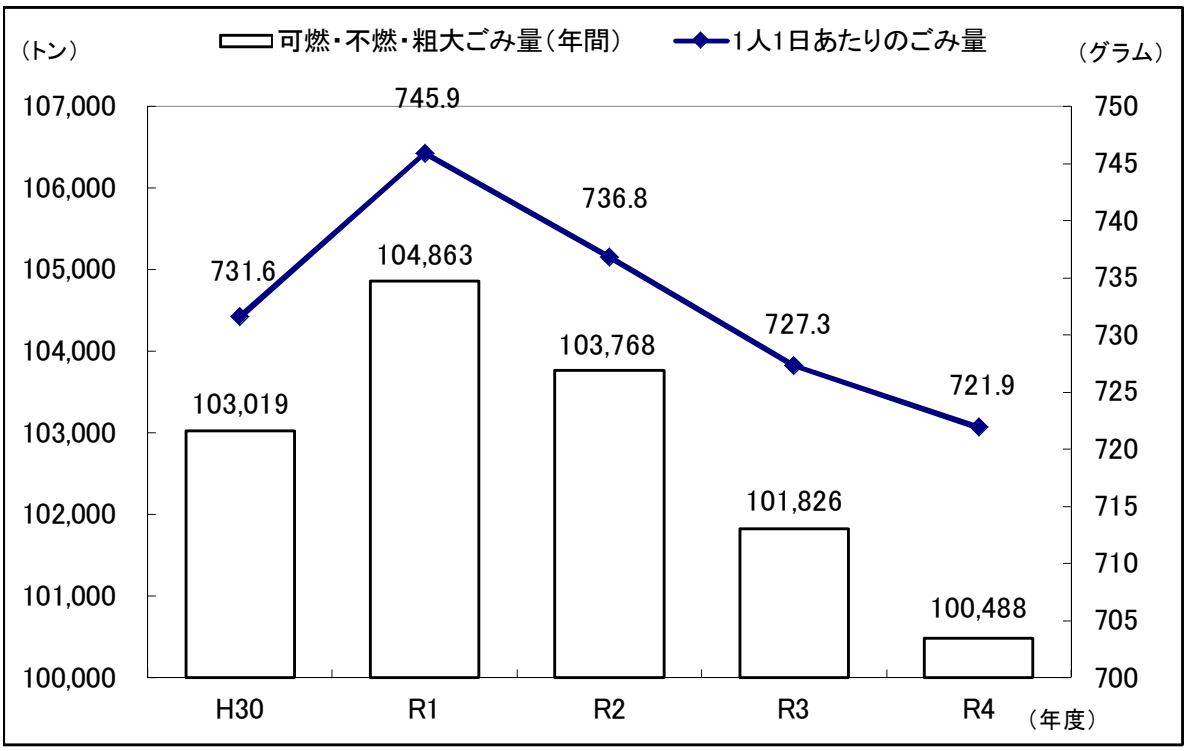

３　ごみ組成分析

（1）ごみ集積場所（家庭系）可燃ごみ組成分析

物理組成(%)

年度	厨芥類	リサイクルできる紙類	リサイクルできない紙類	プラスチック製容器包装	布類	不燃物	その他
R3	32.3	8.6	14.8	1.0	2.6	1.3	39.4

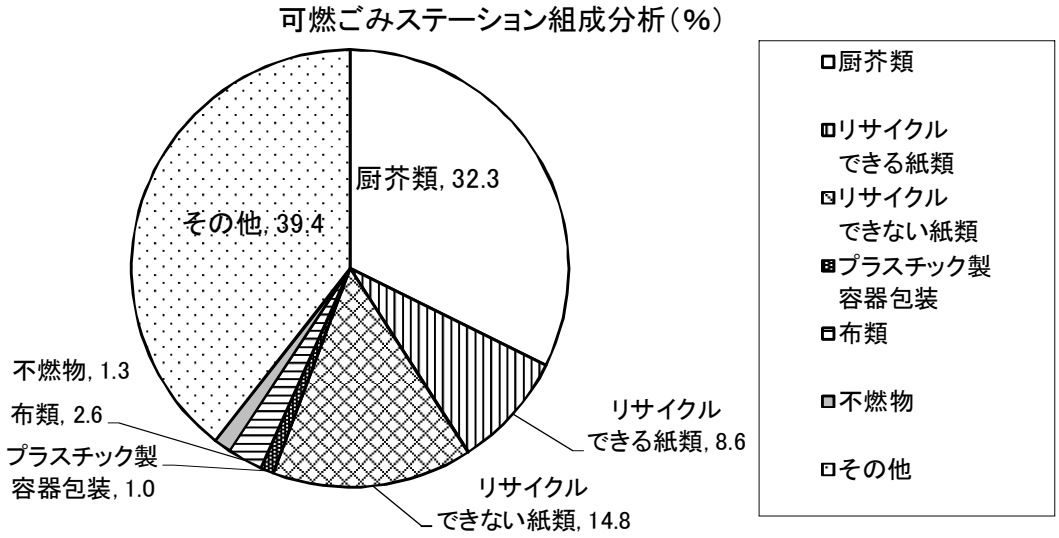

（2）ごみ集積場所（家庭系）不燃ごみ組成分析

物理組成(%)

年度	プラスチック製品	陶磁器類	家電製品	その他不燃ごみ	不燃ごみ対象外		
					危険ごみ	可燃ごみ	資源・有害ごみ・その他
R4	26.4	9.0	30.5	17.9	0.2	5.3	10.6

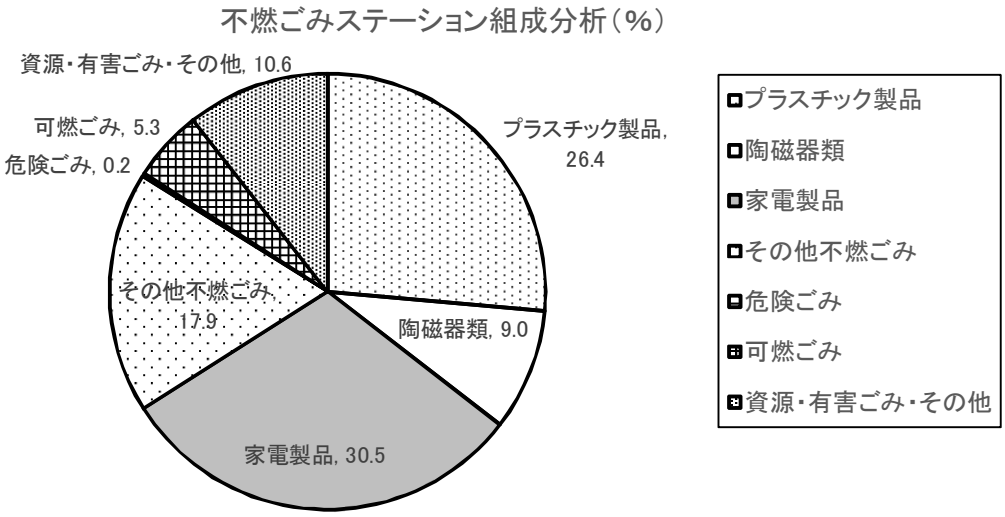

（3）ごみ焼却施設ピット内ごみ組成分析

物理組成(乾基準)(%)

年度	紙・布類	厨芥類	合成樹脂類	皮革類	草・木類	不燃物類	その他
R2	41.55	23.20	19.25	0.27	9.28	2.72	3.73
R3	41.94	20.17	24.20	0.16	7.71	3.36	2.46
R4	51.29	17.33	17.07	0.47	4.70	7.01	2.13

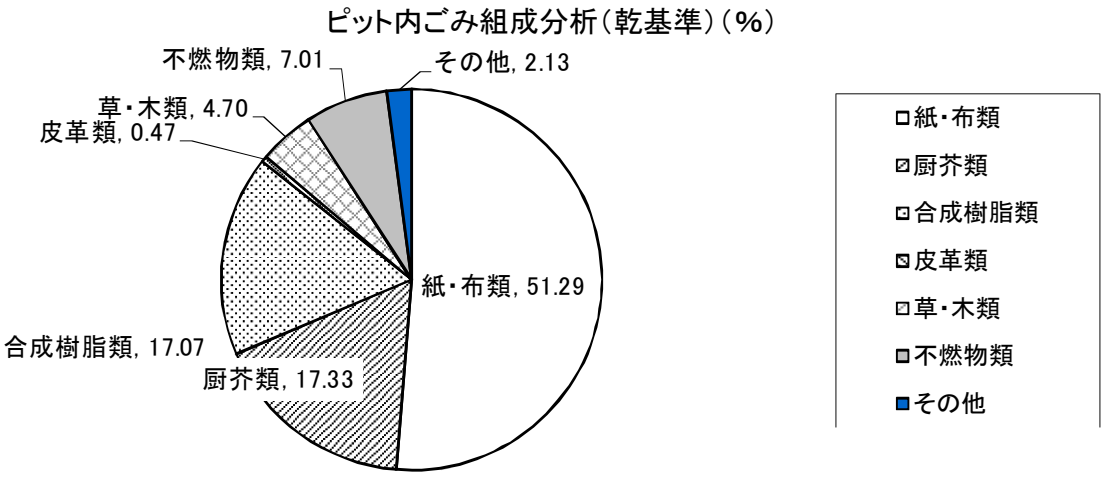

低位発熱量:　8,975 kJ/kg (2,145 kcal/kg)
見かけ比重: 0.13

４　環境センター稼動状況

（１）焼却処理施設稼働状況

年度	焼却量(t)	灰排出量(t)	電力消費量(KWh)	灯油使用量(kl)	稼働日数
H30	100,564	14,689	14,347,835	46.3	351日
R1※	102,927	14,510	14,830,776	43.2	352日
対前年比(%)	102.3	98.8	103.4	93.3	
R2	102,931	15,282	15,343,783	39.2	357日
対前年比(%)	100.0	105.3	103.5	90.7	
R3	102,306	14,585	14,951,305	50.4	353日
対前年比(%)	99.4	95.4	97.4	128.4	
R4	100,430	14,192	14,642,325	38.4	352日
対前年比(%)	98.2	97.3	97.9	76.3	

※稲沢市の不燃ごみを受入れ、リサイクルセンター火災のため、不燃ごみ処理を民間委託

（２）発電設備運転状況

単位:KWh

年度	総発電量	買　電　量	電力使用量	売　電　量	売電電力収入額(円)
H30	37,942,570	679,720	20,996,017	17,626,273	176,031,961
R1	39,647,220	1,065,567	21,253,781	19,459,006	188,365,079
R2	41,900,180	533,343	21,667,764	20,765,759	208,126,881
R3	40,733,460	830,927	21,479,763	20,084,624	161,126,157
R4	40,575,960	550,908	21,051,674	20,075,194	289,561,988

※電力使用量には、リサイクルセンター・衛生処理場・斎場を含む。また、エコハウス138の買電量、電力使用量も含む。

※平成25年3月から平成27年3月まで再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)を適用

※太陽光発電の数値を除く。

（３）リサイクルセンター稼動状況

単位:t

R3	不燃・粗大ごみ処理ライン(ストックヤード選別量含む)					稼働日数:242日	
	可燃物	不燃物	鉄	アルミ	処理困難物	小型家電	コード類
	6,298	1	1,126	96	321	100	10
	空き缶・金属類処理ライン					稼働日数:102日	
	スチール	アルミ	うす鉄	アルミくず			
	210	222	200	41			
R4	不燃・粗大ごみ処理ライン(ストックヤード選別量含む)					稼働日数:239日	
	可燃物	不燃物	鉄	アルミ	処理困難物	小型家電	コード類
	6,010	2	1,018	81	336	85	8
	対前年比(%) 95.4	200.0	90.4	84.4	104.7	―	80.0
	空き缶・金属類処理ライン					稼働日数:97日	
	スチール	アルミ	うす鉄	アルミくず			
	170	167	164	32			
	対前年比(%) 81.0	75.2	82.0	78.0			

（4） 焼却施設排ガス測定状況

項 目	公害関係基準値		令和3年度測定平均値			令和4年度測定平均値		
	排出基準	市運転目標値	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
			4回測定	3回測定	4回測定	4回測定	3回測定	4回測定
ばいじん濃度 (g/㎥N) (12%換算値)	0.08 以下	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫黄酸化物 濃度 (ppm) (12%換算値)	―	20 以下	4.5	7.1	6.1	5.5	7.4	5.8
硫黄酸化物 排出量 (注Ⅰ) (㎥N/h)	(注Ⅱ) K値＝9	(注Ⅲ) 0.853	0.205	0.303	0.263	0.235	0.290	0.218
窒素酸化物 濃度 (ppm) (12%換算値)	250 以下	50 以下	23	16	27	22	24	25
塩化水素 濃度 (ppm) (12%換算値)	(注Ⅳ) 700 (mg/㎥N)	20 以下	7.0	12.0	8.3	6.0	11.7	10.2
排ガス中 ダイオキシン類 濃度 (ng-TEQ/㎥N) (12%換算値)	1	0.5	R3.7.26 0.0054	R3.7.16 0.00028	R3.8.20 0.0019	R4.7.26 0.0038	R4.7.15 0.00015	R4.8.22 0.00034

※測定値の<は、未満を示す。
※TEQ：毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号
※排ガス中ダイオキシン類濃度は、有効数字2桁で記載。

注Ⅰ：硫黄酸化物の濃度基準に合致するよう、排出量で管理しています。
注Ⅱ：K値＝9を排出量に換算すると55.2㎥N/hになります。
K値とは、拡散された硫黄酸化物が地上に到達した時の濃度を定量化したものであり、硫黄酸化物の排出量を決めるための係数で、数値が小さいほど厳しい規制となります。
注Ⅲ：県へのばい煙発生施設設置届出数値と同じです。
注Ⅳ：$mg/㎥N = \frac{36.5}{22.4}$ ppm

5　最終処分の状況

（1）搬出物処分状況

区分		R1	R2		R3		R4	
		量(t)	量(t)	対前年比(%)	量(t)	対前年比(%)	量(t)	対前年比(%)
	一般廃棄物類	1,188	907	76.3	1,071	118.1	852	79.6
	灰排出分	12,752	13,287	104.2	12,593	94.8	12,936	102.7
埋立処分　計		13,940	14,194	101.8	13,664	96.3	13,788	100.9
灰再資源化		2,043	1,995	97.6	1,992	99.9	1,255	63.0
計		15,983	16,189	101.3	15,656	96.7	15,043	96.1

（2）搬出物処分先一覧

単位:t

年度	区分	光明寺最終処分場	衣浦港3号地（アセック）	㈱ウィズウェイストジャパン※1	三重中央開発㈱ ※2	住友大阪セメント㈱ ※3	デンカ㈱ ※3	エコシステム花岡㈱	計
R1	一般廃棄物	774	—	—	—	—	—	—	774
	破砕不燃物	414	—	—	—	—	—	—	414
	灰排出分	1,195	10,400	—	1,157	—	—	—	12,752
	灰再資源化	—	—	—	343	1,700	—	—	2,043
	計	2,383	10,400	0	1,500	1,700	0	0	15,983
R2	一般廃棄物	558	—	—	—	—	—	—	558
	破砕不燃物	349	—	—	—	—	—	—	349
	灰排出分	1,696	10,400	—	906	—	—	285	13,287
	灰再資源化	—	—	—	298	1,202	495	—	1,995
	計	2,603	10,400	0	1,204	1,202	495	285	16,189
R3	一般廃棄物	732	—	—	—	—	—	—	732
	破砕不燃物	339	—	—	—	—	—	—	339
	灰排出分	985	10,408	—	900	—	—	300	12,593
	灰再資源化	—	—	—	298	995	699	—	1,992
	計	2,056	10,408	0	1,198	995	699	300	15,656
R4	一般廃棄物	493	—	—	—	—	—	—	493
	破砕不燃物	359	—	—	—	—	—	—	359
	灰排出分	604	10,440	—	994	—	—	898	12,936
	灰再資源化	—	—	—	202	999	54	—	1,255
	計	1,456	10,440	0	1,196	999	54	898	15,043

※1:H30年度で終了、※2:路盤材として再資源、※3:セメント原料として再資源

（3）最終処分場の整備・活用状況

施設名	埋立期間			面積(㎡)	容積(㎥)	届出日許可日	開始日	終了日	廃止日
旧光明寺最終処分場 (61,004.4㎡) 現在 ラグビー場	S53.8	～	S60.3	39,233	217,342	S53.4.1	S53.8.1	H4.10.31	H7.3.31
	S60.4	～	S61.6	5,530	19,503				
	S61.7	～	S63.12	8,350	34,655				
	H 1.1	～	H 3.10	7,891	33,500				
大野処分場 (12,000㎡) 現在 大野極楽寺公園	S58.3	～	S61.9	3,050	9,608	S58.5.30	S58.8.15	H17.8.30	H20.8.5
	S61.10	～	H 1.5	2,950	10,446				
	H 1.6	～	H 5.7	3,005	9,118				
	H 5.8	～	H17.8	2,995	10,882				
光明寺処分場 (26,671㎡) 現在 総体駐車場 ソーラー発電	H 3.11	～	H 5.11	8,418	26,524	H2.12.13	H3.11.1	H16.8.11	H29.5.16
	H 5.12	～	H 9.1	12,589	37,185				
	H 9.2	～	H14.3	4,419	45,632				
	H14.4	～	H16.4	1,245	6,759				
光明寺最終処分場	H16.4	～		21,540	105,480	H4.8.19	H16.4.26	－	－

第６章　資源回収事業

１　資源回収事業　……　28
２　資源回収一人当りの年間排出量　……　29
３　その他（有害ごみ）の回収状況　……　30
４　資源回収事業推進助成状況　……　30
５　粗大ごみ再生品の展示・配布　……　31

1　資源回収事業

（1）概　要

分別ルールの徹底とごみ出しマナーの向上を図るため、旧市町で異なっていたごみ出しルールを統一し、平成20年4月1日から新しいルールでの資源回収がスタートしました。

○収集資源

資源用指定ごみ袋により、プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶・金属類の分別収集を行いました。

回収された資源については、プラスチック製容器包装とペットボトルは(公財)日本容器包装リサイクル協会のルートで再商品化、空き缶・金属類は売却しました。

・プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法を踏まえ、また最終処分場の延命を図るため、一部地区で行っていた分別収集を全市域で実施し、再商品化しました。

・ペットボトル

地区によって収集の形態が異なっていたため、収集資源として統一しました。

・空き缶・金属類

地区によって収集の形態が異なっていたため、収集資源として統一しました。

○町内回収資源

町内会等の実施団体を中心に、紙類・布類・ガラスびんなどの分別収集を行い、回収された資源は売却し、実施団体に還元しました。 また、円滑に事業を実施するため、各種交付金を支出しました。

○集団回収

子ども会等の登録団体が実施する資源回収に対し、奨励金を交付しました。

○資源の拠点回収

収集日に持ち出しができない方のために、市内4か所において土曜日・日曜日の拠点回収を実施しました。

○小型家電の拠点回収

家電製品や電子機器に含まれるレアメタルの回収を目的として、平成25年7月から市内21か所に拠点を設け、9品目の小型家電を回収しました。また、平成27年11月からリネットジャパンリサイクル㈱と協定を締結し、パソコンを含む約400品目の小型家電を回収しました。

（2）収集資源収集処理実績

単位：t

年度	区分	プラスチック製容器包装	ペットボトル	空き缶金属類	計
R2	収集量	4,825	754	876	6,455
	資源化量	2,750	615	800	4,165
	資源化率（%）	57.0	81.6	91.3	64.5
R3	収集量	4,713	783	743	6,239
	対前年比(%)	97.7	103.8	84.8	96.7
	資源化量	2,905	624	674	4,203
	対前年比(%)	105.6	101.5	84.3	100.9
	資源化率（%）	61.6	79.7	90.7	67.4
R4	収集量	4,586	794	589	5,969
	対前年比(%)	97.3	101.4	79.3	95.7
	資源化量	2,900	666	533	4,099
	対前年比(%)	99.8	106.7	79.1	97.5
	資源化率（%）	63.2	83.9	90.5	68.7

（３）その他資源収集処理実績

単位:t

年度	区分	紙類	布類	ガラスびん	ペットボトル	空き缶金属類	小型家電	計
R2	町内回収資源拠点回収 他	5,985	563	1,400	45	46	21	8,060
	集団回収	464	26	－	－	7	－	497
	資源残渣	－	－	9	38	17	－	64
R3	町内回収資源拠点回収 他	5,794	492	1,341	53	48	16	7,744
	対前年比(%)	96.8	87.4	95.8	117.8	104.3	78.0	96.1
	集団回収	526	32	－	－	9	－	567
	対前年比(%)	113.4	123.1	－	－	128.6	－	114.1
	資源残渣	－	－	9	38	15	－	62
R4	町内回収資源拠点回収 他	5,358	420	1,282	53	46	16	7,175
	対前年比(%)	92.5	85.4	95.6	100.0	95.8	100.0	92.7
	集団回収	470	25	－	－	6	－	501
	対前年比(%)	89.4	78.1		－	66.7	－	88.4
	資源残渣	－	－	8	38	15	－	61

※資源残渣は収集資源に混入していた他の資源。

２　１人当たりの年間資源排出量

単位:kg　　単位:人

年度	紙類	布類	ガラスびん	プラスチック製容器包装	ペットボトル	空き缶金属類	小型家電	計	人口
R2	16.81	1.54	3.67	7.17	1.82	2.27	0.05	33.33	383,582
R3	16.57	1.37	3.54	7.62	1.87	1.96	0.04	32.98	381,366
R4	15.36	1.17	3.40	7.64	1.99	1.58	0.04	31.19	379,538

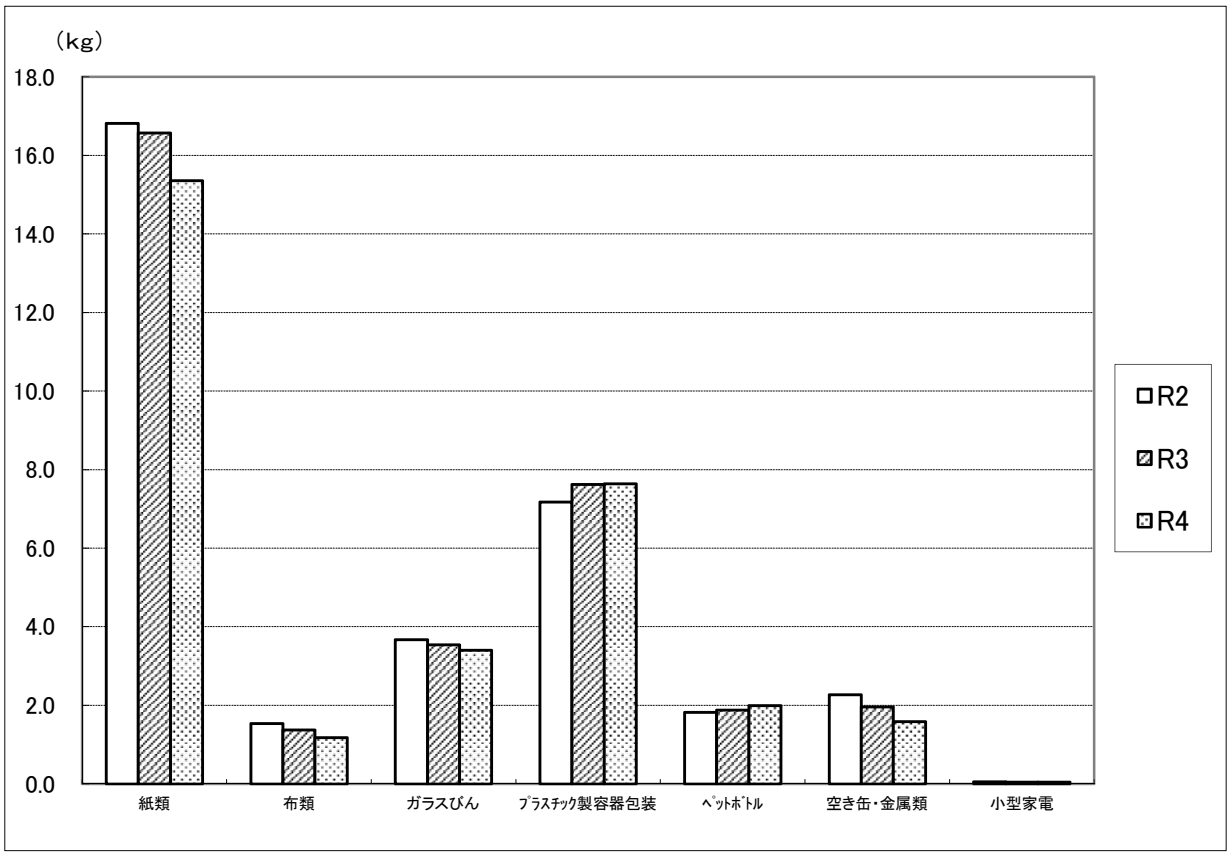

３　その他（有害ごみ）の回収状況

有害ごみ（乾電池、蛍光管、鏡、水銀体温計等）の回収を昭和59年8月より、神山・今伊勢の2連区でモデル的に実施し、同年11月より全連区において、月1回の回収を実施してきました。

回収した有害ごみは、昭和60年6月以降、水銀含有廃棄物再資源化処理をしている北海道の野村興産㈱イトムカ鉱業所へ処理委託をし、乾電池については、令和元年度からJFE条鋼㈱へ処理委託をしています。

◎有害ごみ回収実績

年度	区分	乾電池	蛍光管	鏡	合計	体温計等
R2	回収量(kg)	87,678	29,913	14,804	132,395	595本
R3	回収量(kg)	84,002	23,007	15,065	122,074	603本
	対前年比(%)	95.8	76.9	101.8	92.2	101.3
R4	回収量(kg)	79,279	19,939	10,983	110,201	504本
	対前年比(%)	94.4	86.7	72.9	90.3	83.6

４　資源回収事業推進助成状況

名　称	内　　容	金額(円)
資源回収事業推進協議会運営交付金	各種実施団体が行う資源回収事業の円滑な推進を図るために、丹陽町資源回収推進協議会に対し、運営交付金を支出 1世帯　8 円 1協議会　40,000 円 （上記により算定した金額の97%）	127,201
資源回収事業交付金	資源回収事業を円滑に推進するため、実際に事業を行っている各再生資源協同組合に対し、交付金を支出 ・車両借上 ・住民還元金（立替分）　単価：一律5円/kg ・回収袋借上 ・精算事務	206,758,820
資源再利用推進奨励金	ごみの減量と資源の再資源化を促進するために、営利を目的としない登録団体に対し、資源の集団回収1kgあたり5円の奨励金を交付 実施団体数　57 団体	2,508,760

5　粗大ごみ再生品の展示・配布

平成13年8月より、粗大ごみの戸別有料収集や、引越し等の持ち込みにおいて「ごみ」として出された家具類（応接セット・机・整理棚・たんすなど）・自転車等を再生したものを展示し、希望者に抽選で配布しています。

展示期間はおおむね2か月で、抽選は令和2年度4月までは偶数月、令和2年度7月からは奇数月の第3木曜日に実施しています。

単位：人

区　　分			4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
H30	家　具	当選者	5	5	5	5	5	5	30
		申込者	48	53	57	51	88	62	359
	自転車	当選者	10	10	10	12	12	12	66
		申込者	474	452	427	516	531	554	2,954
R1	家　具	当選者	5	5	5	5	5	5	30
		申込者	49	75	44	39	94	47	348
	自転車	当選者	12	12	12	25	12	12	85
		申込者	541	599	496	754	554	571	3,515
区　　分			4月	7月	9月	11月	1月	3月	計
R2※	家　具	当選者	5	5	5	5	5	5	30
		申込者	86	125	64	51	94	76	496
	自転車	当選者	12	12	15	25	15	15	94
		申込者	579	558	609	709	613	636	3,704
区　　分			5月	7月	9月	11月	1月	3月	計
R3	家　具	当選者	5	5	5	5	5	5	30
		申込者	72	68	104	86	64	102	496
	自転車	当選者	15	15	15	20	15	15	95
		申込者	638	653	663	826	702	712	4,194
R4	家　具	当選者	5	5	5	5	5	6	31
		申込者	88	118	76	111	91	112	596
	自転車	当選者	15	15	15	15	15	15	90
		申込者	758	772	777	736	632	649	4,324

※コロナウイルス感染拡大防止のため、4月11日から5月18日まで休館した。

第７章　ごみ処理委託事業・啓発事業

１　委託状況 …… 32
２　啓発事業等 …… 34
３　ごみ処理手数料 …… 37

1　委託状況（令和4年度）

事　業　名	内　　容
喫煙禁止区域清掃	喫煙禁止区域のポイ捨て吸い殻と指定喫煙場所の清掃
残土等処理業務	町内の側溝清掃時に出る土の処理 2tダンプ（作業員2人付）　47.5台
有害ごみ処理業務	水銀含有廃棄物(乾電池・蛍光管・鏡・体温計等)の処理 処理量　112.8 t
ペットボトル収集	ペットボトルの収集運搬 4tパッカー（作業員1人付）　4台/日
ペットボトル リサイクル事業	ペットボトルを中間処理して、再商品化を図る 処理量　666.08t
容器プラスチック リサイクル事業	プラスチック製容器包装を中間処理して、再商品化を図る 処理量　2,900.45t
犬猫等死体処理業務	市内の道路等に発生した犬猫等小動物の死体処理 1,774件
資源回収棟管理業務	市内4か所にある資源回収棟の維持・運営管理
粗大ごみ電話受付業務	粗大ごみ有料戸別収集の電話予約受付
粗大ごみ処理手数料 徴収業務	粗大ごみ処理手数料納付券（シール）の販売・収納 18,530枚
再商品化	プラスチック製容器包装の再商品化
資源回収業務	資源回収に係る資材配送、早朝指導業務
空き缶・金属類収集業務	空き缶・金属類の収集運搬 4t平ボディ（作業員1人付）　4台/日
可燃物収集運搬	可燃物とプラスチック製容器包装の収集運搬 4tパッカー（作業員2人付）　29台/日
不燃物収集運搬	不燃物の収集運搬 4tパッカー(作業員2人付)　4台/日 火災ごみの収集運搬 2tダンプ(作業員 2人付)　3台
粗大ごみ運搬業務	粗大ごみの収集運搬（有料戸別収集） 2tダンプ（作業員1人付）　3台/日
ごみ集積場データ システム管理	ごみ集積場の位置と分類をした地図データの更新と保守

事 業 名	内　　容
清掃	環境センター、光明寺最終処分場内の清掃
エレベーター保守	環境センター内のエレベーター設備の保守点検
玄関自動ドア等保守	環境センター内の玄関等自動ドア設備の保守点検
浄化槽保守	環境センター、光明寺最終処分場、尾西清掃事業所の浄化槽の槽内清掃及び保守点検
電気設備保守	環境センター、光明寺最終処分場の電気設備の保守点検
消火設備等保守	環境センター、光明寺最終処分場、尾西清掃事業所の消火設備等の外観機能検査及び総合点検
空調設備保守	環境センター内の空調設備の冷暖房切替及び機器の清掃、調整、点検
貯留槽等清掃	環境センター内汚水貯留槽等の清掃及び汚泥の運搬
残灰等運搬	環境センターからアセックへの焼却残渣の運搬並びに光明寺最終処分場への焼却灰及び破砕処理後に発生する不燃物の運搬
最終処分場管理	○光明寺最終処分場 管理人1人・運転手2人・10tｼｮﾍﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ1台・転圧機1台・動力噴霧機1台・埋立整地・脱臭剤散布・管理 ○光明寺処分場 週1回巡視し、安全施設、場内施設の損傷及び処分場内への無断立入者の有無を確認
焼却施設運転管理	環境センターごみ焼却施設内各設備の運転管理、日常点検、受付計量等
分散型制御装置保守	環境センターごみ焼却施設の制御装置の保守管理（故障等緊急時に24時間体制で対応）
最終処分場浸出水処理施設管理	光明寺最終処分場浸出水処理施設の運転管理、日常点検等
樹木剪定等管理	環境センター内の樹木剪定等、光明寺最終処分場内の除草
データ処理装置保守業務	環境センターごみ焼却施設の運転日報出力装置の保守点検
リサイクルセンター管理運営	リサイクルセンターへの搬入車両誘導、破砕機の運転管理、処理、日常点検等

２　啓発事業等

清掃事業は、私たちの毎日の生活と大変密接な関係にあります。美しいまちづくりを推進するためには、行政と市民が共に手を取り合って、相互協力のもとで取り組むことが不可欠です。

ごみの減量やリサイクル、ごみ出しルール・マナーの周知といった市民への啓発活動は、反復継続して行うことが必要であり、市では次のような事業に取り組んでいます。

（１）環境月間実施事業（10 月 1 日～10 月 31 日）

市民の環境意識高揚を図り、地球にやさしいライフスタイルを確立するため、10 月を環境月間と定めて清掃事業運動を全市的に展開し、その普及に努めました。

行事名	内　　容
環境月間顕彰式	環境月間応募作品の入賞者に賞状を贈呈した。
“お父さん・お母さん ごみ収集にトライ”	公立保育園児の保護者に収集体験を通して、清掃事業への理解と協力を求める予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。
一般廃棄物収集運搬業等許可業者との懇談会	許可業者と市関係者との懇談会を実施し、事業者から排出される廃棄物の減量及びリサイクル等に係る適正処理の徹底を図った。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催にて実施）
環境月間入賞作品の展示	環境をテーマとした作品（習字・イラスト・ポスター）を市内の小中学生から募集し、入賞作品 18 点をエコハウス 138 内に展示した。 ○応募作品数　イラスト（小学 4～6 年）　70 点 ポスター（中学 1～3 年）　54 点
環境月間啓発キャンペーン	市長とともに環境問題意識の普及やごみ減量・リサイクルの促進について市民に向けた街頭啓発をテラスウォーク一宮及びイオンモール木曽川にて行った。
親子でやさしい クッキング教室	環境のことを考えた買い物や料理・後片付けの仕方を学んだ。
不法投棄の取締強化	月間中、夜間パトロール及び関係機関との合同パトロールを実施し、不法投棄の取締りとごみ出しルールの徹底を図った。
フードドライブ	食品ロス(まだ食べられるのに捨てられている食べ物)の削減を目的に家庭で余った食品を回収して、それを必要とする施設に寄付する活動をイオンモール木曽川にて実施した。
子ども環境イベント ～エコフェス～	子ども向けの環境教育を充実させ、幼少期から環境に興味を持たせることで、自ら考え行動できる人材の育成を図る。 令和 4 年度は啓発パネルの展示や劇団シンデレラの公演を実施した。
ごみ調査	一般搬入ごみの内容（可燃・不燃・資源ごみ等の分別状況）等を把握し、ごみの減量と出し方について指導・PRを行った。
その他	市広報・ポスター・横断幕等による啓発を行った。

（2）施設見学

清掃事業について理解を深めてもらうため、各種団体や個人から環境センターの見学申し込みを受け付け、ごみ処理に関する説明やごみ減量、ごみ出しルール・マナーについてのPRを行いました。

区　分		小学校	市民団体	行政機関等	その他
環境センター	団体数(団体)	15	2	1	18
	人数(人)	1,416	47	3	107

（3）廃棄物減量等推進審議会事業

一般廃棄物の減量・再利用・適正処理の推進に関する調査、研究および審議を行いました。

委　員　:17 人

開催回数:3 回

（4）空き缶等ごみ散乱防止事業

啓発用マグネットシート等を市内飲料水販売業者の管轄自動販売機等に掲示を依頼し、また車両ごみ袋の配布や、横断幕・のぼり旗の取り付けなどの啓発活動を行うとともに、地域清掃活動として地元を拠点とした路上の空き缶等の収集を実施し、延べ 5,519 人が参加されました。

（5）資源物の持ち去り行為防止事業

「一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成 24 年 7 月よりごみ集積場所及び回収場所に出される新聞紙や空き缶・金属類等の資源物を対象に、それらの持ち去り行為を行った違反者に罰金を科すことが可能となりました。

これに伴い、町内会から依頼があった持ち去りが発生している集積場所等には、禁止啓発の看板やのぼり旗を設置するとともに、特に持ち去りが多発する空き缶・金属類の収集日を中心に、市職員と警察OBによる 2 名で早朝パトロールを実施し、行為者を発見した場合には厳しく注意及び指導を行っています。

（6）ごみ減量親子モニター事業

親子でごみの減量、リサイクルについて講義や工場見学で学んだことを、レポートにまとめ、モニター通信、市ウェブサイト、公共施設での展示により情報発信しました。

開催日	講座名	受講人数
7 月 25 日	プラスチックのリサイクル	21 名
7 月 28 日	プラスチックのリサイクル	11 名

（７）いちのみや５３０（ごみぜろ）作戦

「一宮市ごみ減量等の推進に関する条例」により、ごみの排出抑制・減量を目的とした、市・販売業者・市民の三者の役割をそれぞれ定めています。この条例の制定を受けて開催されたごみ減量推進シンポジウムにおいて、市長より「いちのみや530作戦（1人1日53gのごみ減量）」が提唱されました（平成 14 年度）。これを受け、横断幕・のぼり旗の取り付けやポスターを掲示するなどの啓発活動を実施しています。

（８）いちのみやエコスクール運動

児童・生徒の環境意識を高めるために、学校教育活動の中で子どもたち自ら節電・節水・ごみ減量などの計画を立て、実際に取り組み、成果を振り返りながら、継続的な取り組みを行う運動です。一人ひとりができることから始め、学校から家庭、家庭から地域へ輪を広げ、「地球にやさしいまちづくり」を目指すことを目的としています。

市内の小・中学校のうち、継続的にエコスクール運動に取り組んだ小中学校には、「地球にやさしい学校」として認定証を交付するとともに、特に取り組みの優秀な学校については表彰を行いました。

令和 4 年度　認定校　　小学校　41 校　（うち優秀校　浅野小、萩原小、葉栗北小）
　　中学校　18 校　（うち優秀校　なし）

（９）フードドライブ

食品ロス(まだ食べられるのに捨てられている食べ物)の削減を目的に家庭で余った食品を回収して、それを必要とする施設に寄付する活動を実施しました。

開催期間	数	回収量
5 月 9 日 ～ 5 月 13 日	411　点	99　kg
10 月 14 日 ～ 10 月 15 日	372　点	130　kg

（１０）その他の広報活動

小学生向けパンフレット「一宮市環境センター」、「資源とごみの分け方・出し方辞典」、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の運用、環境部公式フェイスブックの運用、市広報にて「環境センターニュース」の掲載などを行いました。また、令和 2 年度に環境部公式YouTubeチャンネルを開設し、ごみ減量等に関する動画による啓発を実施しています。

３　ごみ処理手数料

（１）家庭系一般廃棄物処理手数料（平成 24 年 4 月 1 日改訂）

区　　分	手数料の額	重量控除
一般廃棄物で、排出者が自ら搬入する場合	計量時ごとの計量表示 10kgにつき　200 円	なし

（２）粗大ごみ処理手数料（平成 13 年 4 月 1 日制定）

区　　分		手数料の額
家庭から排出される粗大ごみで、市が戸別収集する場合	処分不適物 (破砕処理できないもの)	50 kgにつき　800 円
	処分不適物・家電 4 品目以外のもの	1 個につき　800 円
家電 4 品目 (家電リサイクル法対象機器)	市が戸別収集する場合	1 個につき　2,400 円
	排出者が自ら市へ搬入する場合	1 個につき　1,600 円

（３）事業系一般廃棄物処理手数料（平成 24 年 4 月 1 日改訂）

区　　分	手数料の額	重量控除
事業系一般廃棄物で、排出者が自ら搬入する場合	計量時ごとの計量表示 10kgにつき　200 円	なし

（４）経　　過

区　分	一般廃棄物で、排出者が自ら搬入する場合		産業廃棄物で、排出者が自ら搬入する場合		重量控除
	埋立処分	焼却処分	埋立処分	焼却処分	
S47.4.1 制定	20 kgにつき　5 円	20 kgにつき　10 円	20 kgにつき　10 円	20 kgにつき　20 円	1 日 1 回に限り 80 kg 控除
S51.4.1 改訂	20 kgにつき　10 円	20 kgにつき　20 円	20 kgにつき　20 円	20 kgにつき　40 円	
S60.1.1 改訂	20 kgにつき　20 円	20 kgにつき　40 円	20 kgにつき　40 円	20 kgにつき　80 円	計量毎に 80 kg 控除
H1.7.1 改訂	20 kgにつき　40 円	20 kgにつき　80 円	20 kgにつき　50 円	20 kgにつき　100 円	
H5.7.1 改訂	20 kgにつき　80 円	20 kgにつき　160 円	20 kgにつき　100 円	20 kgにつき　200 円	
H17.2.14 改訂	10 kgにつき　100 円	10 kgにつき　100 円	10 kgにつき　100 円	10 kgにつき　100 円	控除廃止
H20.4.1 改訂	10 kgにつき　150 円	10 kgにつき　150 円	10 kgにつき　150 円	10 kgにつき　150 円	
H24.4.1 改訂	10 kgにつき 200 円	10 kgにつき　200 円	10 kgにつき 200 円	10 kgにつき 200 円	なし

第８章　し尿処理事業

１　衛生処理場施設概要　……　38
２　し尿・浄化槽汚泥収集処理状況　……　44
３　衛生処理場稼動状況　……　44
４　衛生処理場搬入量の推移　……　45
５　委託状況　……　46
６　許可業者　……　46
７　し尿浄化槽設置数及び清掃状況　……　47
８　し尿処理の状況　……　47
９　合併処理浄化槽設置補助金交付状況…　47

1　衛生処理場施設概要

（１）全体配置図

所在地　　一宮市奥町字六丁山８番地

敷地面積　18,036.19㎡

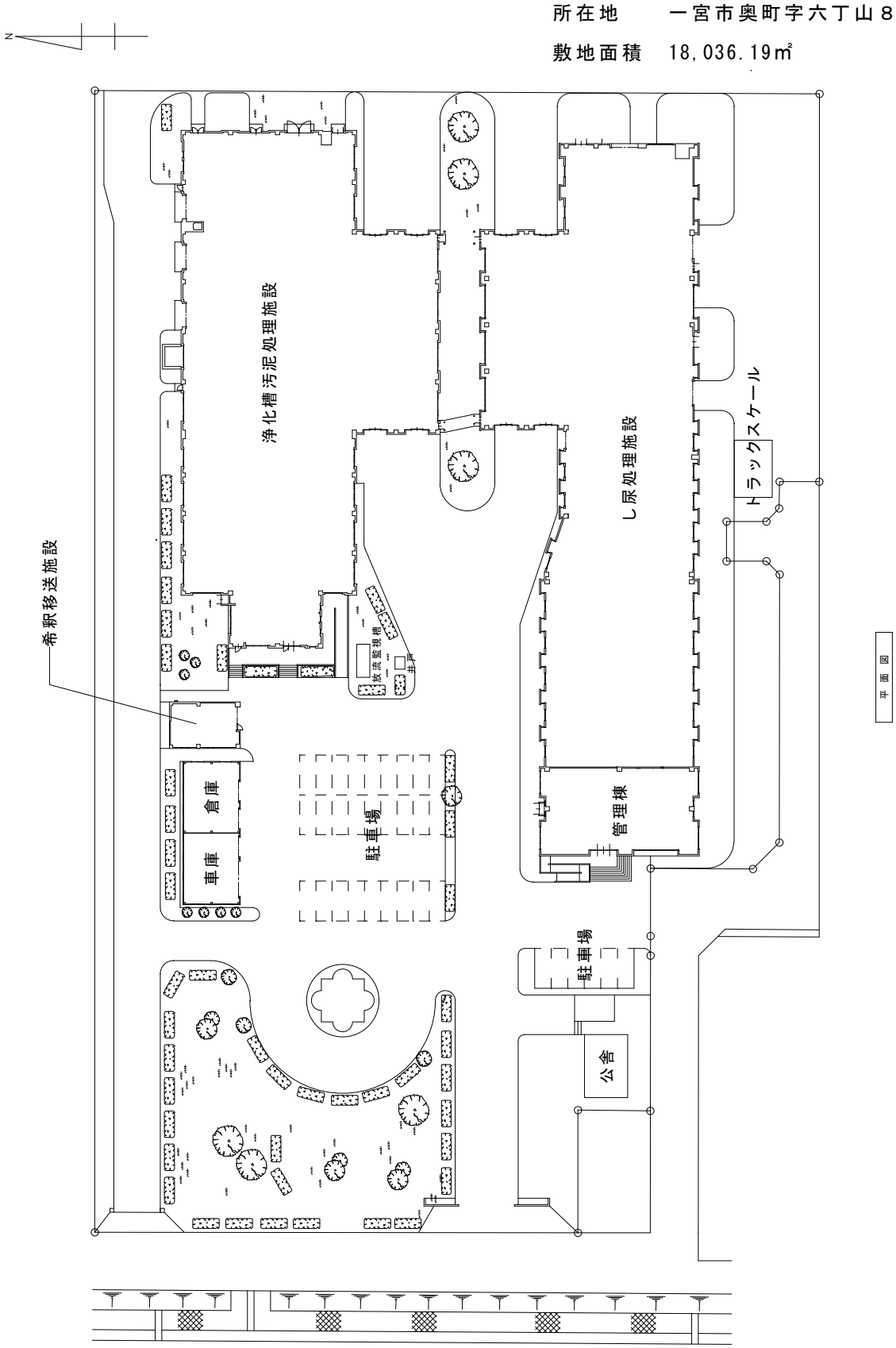

※ 第２衛生処理場の休止に伴い、平成25年度から第１衛生処理場を衛生処理場に名称変更

（２）し尿処理施設

名称		一宮市衛生処理場
工事期間		昭和61年6月～昭和63年10月
延床面積		4,052.89㎡
処理方式		標準脱窒素処理方式＋高度処理方式
処理能力		100kℓ/日
設計施工		栗田工業株式会社
総事業費		1,860,000,000円
主要施設	受入・貯留施設	受入槽（35㎥× 2槽）、貯留槽（200㎥×2槽） 夾雑物除去設備（22㎥/h×2台）、沈砂除去設備
	1次・2次処理施設	第一撹拌槽（269㎥×4槽） 第一曝気槽（269㎥×4槽） 第二撹拌槽（510㎥） 第二曝気槽（128㎥） 沈澱槽（480㎥） ガス撹拌ブロワ（15.9㎥/min×5,600㎜Aq×2台） 曝気ブロワ（36㎥/min×5,950㎜Aq×3台）
	高度処理施設	凝集沈澱槽（200㎥） オゾン酸化処理設備（1.25kg－O_3/h） 二層濾過設備（2塔）、活性炭吸着設備
	消毒施設	接触槽（13㎥）
	汚泥処理施設	汚泥濃縮槽（140㎥）、汚泥貯留槽（100㎥） 脱水機（ベルトプレス型 140kg－ds/h×2台） 汚泥乾燥機（ドラム回転式） （水分蒸発量 1,000kg－H_2O/h） 焼却炉（攪拌吹込連続一段炉） （焼却量 1,520kg/h（含水率52.1%）） 電気集塵機（処理ガス量 680㎥/min） 排ガス洗浄装置（アルカリ洗浄方式） （処理ガス量 360㎥/min） （平成30年1月 廃止）
	脱臭施設	高濃度臭気ブロワ（46㎥/min×2,500㎜Aq） 中濃度臭気ファン（240㎥/min×500㎜Aq） 極低濃度臭気ファン（380㎥/min×280㎜Aq） 生物脱臭 酸洗浄塔、アルカリ次亜塩素酸ソーダ洗浄塔 活性炭吸着塔（充填量 4㎥・6㎥）
	発電施設	3相交流同期発電機（150kVA）

（昭和63年10月から稼動）

し尿処理フローシート

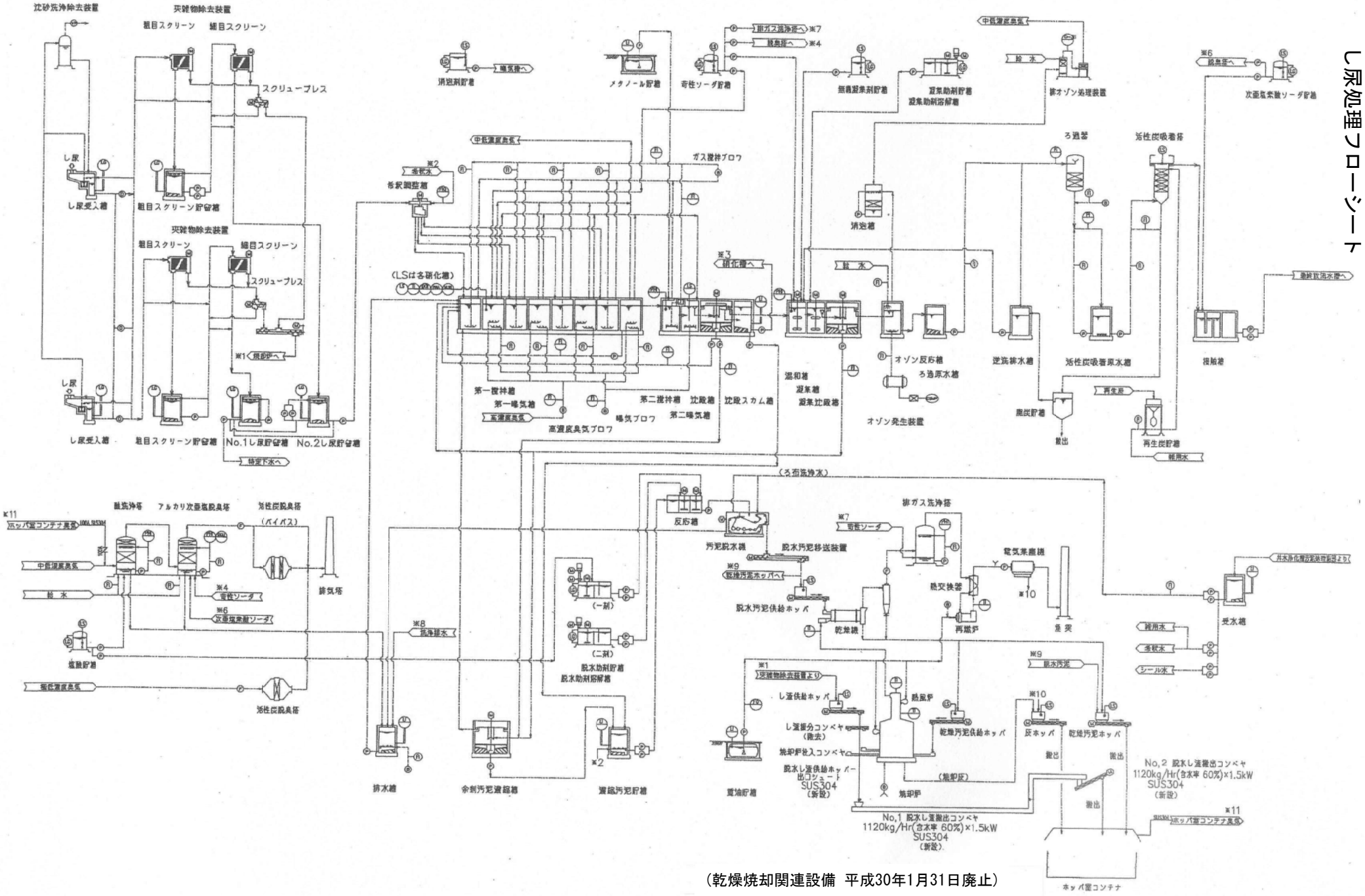

(乾燥焼却関連設備 平成30年1月31日廃止)

（3）浄化槽汚泥処理施設

名称		一宮市衛生処理場
工事期間		平成6年8月～平成8年9月
延床面積		4,229.89㎡
処理方式		標準脱窒素処理方式＋高度処理方式
処理能力		100kℓ／日
設計施工		栗田工業株式会社
総事業費		4,058,200,000円(消費税3%含む)
主要施設	受入・貯留施設	受入槽（80㎥）、貯留槽（255㎥） 夾雑物除去設備（36㎥/h）、沈砂除去設備
	1次・2次処理施設	脱窒素槽（189㎥×4槽） 硝化槽（189㎥×4槽） 二次脱窒素槽（162㎥） 再曝気槽（111㎥） 沈澱槽（381㎥） ガス撹拌ブロワ（7.7㎥/min×5,600㎜Aq×2台） 曝気ブロワ（16.7N㎥/min×5,950㎜Aq×3台）
	高度処理施設	凝集沈澱槽（146㎥） オゾン酸化処理設備（0.9kg－O_3/h） 二層濾過設備（2塔）、活性炭吸着設備
	消毒施設	接触槽（12㎥）
	汚泥処理施設	汚泥濃縮槽（128㎥）、汚泥貯留槽（145㎥） 脱水機（ベルトプレス型 140kg－ds/h×2台） 汚泥乾燥機（ドラム回転式） （水分蒸発量 1,000kg－H_2O/h） 焼却炉（撹拌吹込連続一段炉） （焼却量 610kg/h（含水率40%）） 電気集塵機（処理ガス量 376㎥/min） 排ガス洗浄装置（アルカリ洗浄方式） （処理ガス量 171㎥/min） （平成30年1月 廃止）
	脱臭施設	高濃度臭気ブロワ(16.7㎥/min×5,950㎜Aq×3台) 中濃度臭気ファン（180㎥/min×450㎜Aq） 極低濃度臭気ファン（330㎥/min250㎜Aq） 生物脱臭 酸洗浄塔、アルカリ次亜塩素酸ソーダ洗浄塔 活性炭吸着塔（充填量 5㎥・4㎥）
	発電施設	3相交流同期発電機（150kVA）

（平成8年10月から稼働）

浄化槽汚泥処理フローシート

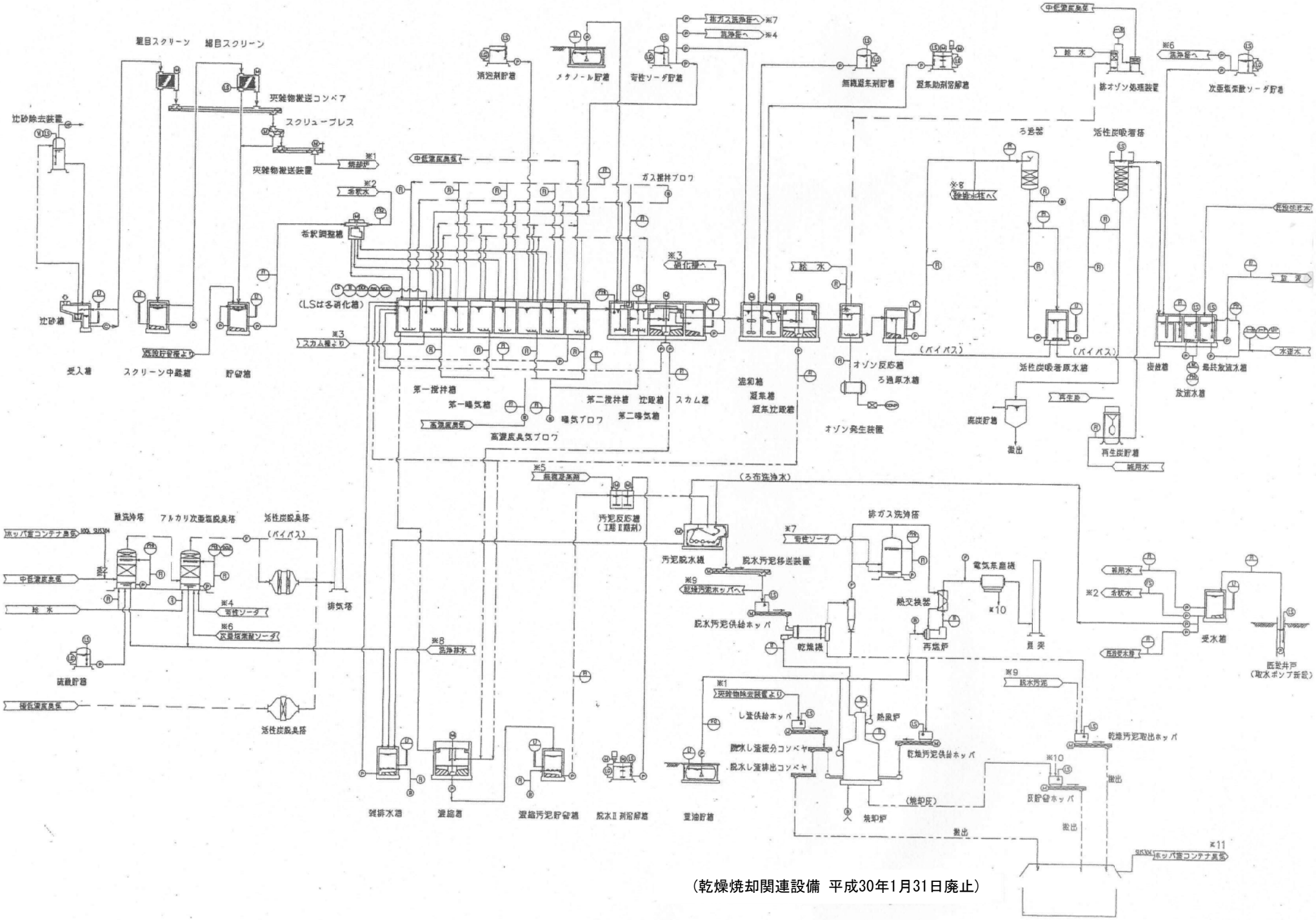

(乾燥焼却関連設備　平成30年1月31日廃止)

（４）希釈移送施設

名称		一宮市衛生処理場
工事期間		平成 19 年 1 月～平成 20 年 1 月
延床面積		103.46m^2
処理方式		希釈混合方式
処理能力		35kℓ/日
設計施工		アタカ大機株式会社
総事業費		189,021,000 円(消費税 5%を含む)
主要施設	貯留施設	下水道移送水槽 21m^3
	処理設備	希釈混合装置 1基
	脱臭設備	高濃度臭気ファン(2.5m^3×0.6kPa) 極低濃度臭気ファン(45m^3×1.5kPa) 生物脱臭 活性炭吸着塔(充填量 495kg)
	下水道移送設備	下水道移送ポンプ(吐出量 1.4m^3/min×2 台)

(平成 20 年1月から稼動)

２　し尿・浄化槽汚泥収集処理状況

（１）し尿収集処理状況

年度		収集量	処理内容	
			処理場	下水処理
R2	量(kℓ)	9,724	9,644	80
R3	量(kℓ)	9,169	9,087	82
	対前年比(%)	94.3	94.2	102.5
R4	量(kℓ)	8,603	8,504	99
	対前年比(%)	93.8	93.6	120.7

（２）浄化槽汚泥収集処理状況

年度		収集量	処理内容	
			処理場	下水処理
R2	量(kℓ)	71,759	71,500	259
R3	量(kℓ)	69,429	69,147	282
	対前年比(%)	96.8	96.7	108.9
R4	量(kℓ)	73,204	72,778	426
	対前年比(%)	105.4	105.3	151.1

３　衛生処理場稼動状況

年度		電力消費量	重油使用量
R2	量	3,833,600 (kWh)	0 (kℓ)
R3	量	3,888,000 (kWh)	0 (kℓ)
	対前年比(%)	101.4	―
R4	量	3,883,600 (kWh)	0 (kℓ)
	対前年比(%)	99.9	-

※衛生処理場の電力については、環境センターからの受電

４　衛生処理場搬入量の推移

（１）し尿

年度	年間搬入量 (kℓ/年)	１日平均搬入量 (kℓ/日)
R2	9,724	26.6
R3	9,169	25.1
対前年比(%)	94.3	94.4
R4	8,603	23.5
対前年比(%)	93.8	93.6

（２）浄化槽汚泥

年度	年間搬入量 (kℓ/年)	１日平均搬入量 (kℓ/日)
R2	71,759	196.6
R3	69,429	190.2
対前年比(%)	96.8	96.7
R4	73,204	200.5
対前年比(%)	105.4	105.4

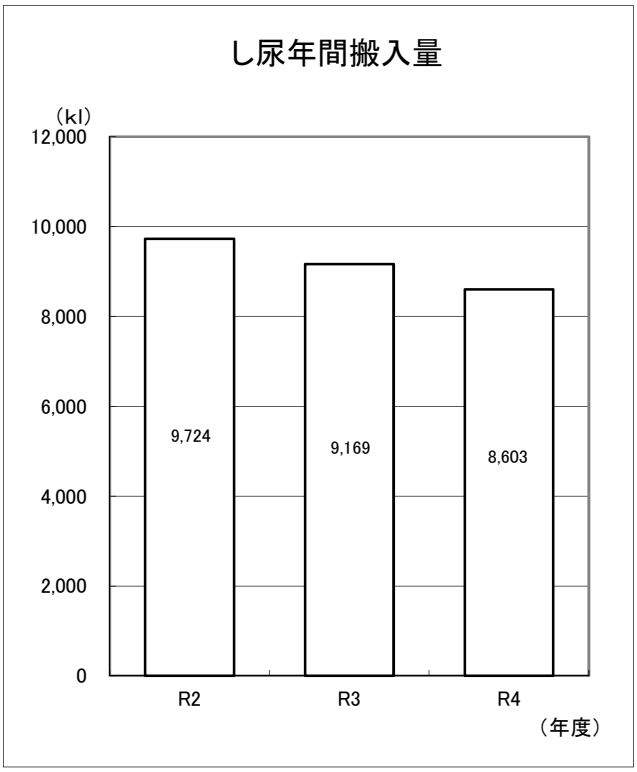

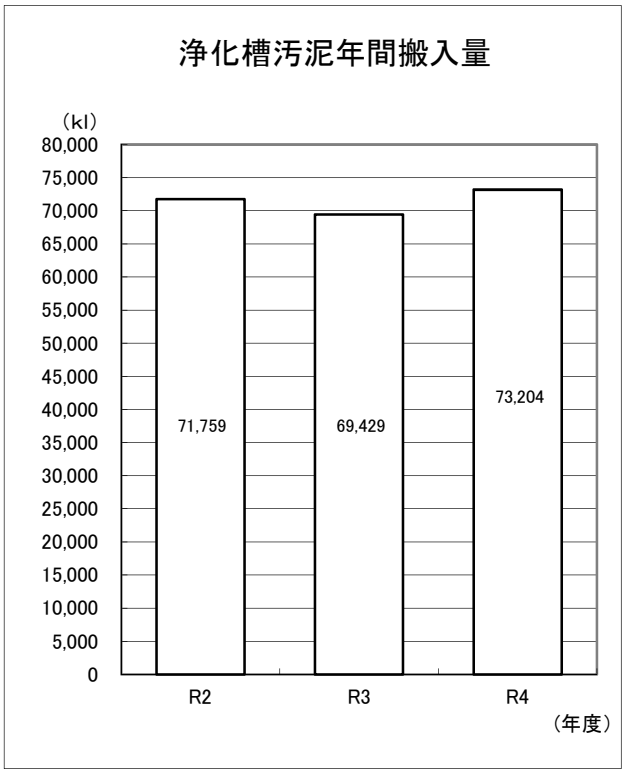

5　委託状況（令和4年度）

事　　業　　名	内　　容
衛生処理場運転業務	衛生処理場の施設運転管理業務（9名） ・し尿処理施設全般 ・浄化槽汚泥処理施設全般 ・希釈移送施設におけるし尿等の下水放流業務
管理棟等清掃	事務室等の清掃業務 （毎日清掃、定期清掃、硝子清掃,照明器具清掃）
消火設備保守	各種機器の保守点検業務（外観機能点検・総合点検） 自動火災報知設備、消火設備、屋内消火栓設備、 粉末消火設備、誘導灯および誘導標識
受入室自動扉保守	し尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設の受入室の 自動扉（8台）の保守点検業務（年3回）
電気設備保守	一宮市環境センター自家用電気工作物の保安規程に 基づく、衛生処理場電気設備の保守業務
公衆便所等清掃	市内公衆便所等の清掃業務 （180施設）
し尿貯留槽等清掃業務	受入槽（沈砂槽含む）、貯留槽、汚泥貯槽の清掃業務

6　許可業者

業　者　名	所　在　地	し尿汲取	浄化槽清掃
一宮中部衛生㈱	一宮市奥町字六丁山12番地4	○	○
㈲青空クリーン	一宮市大和町福森字井戸畑34番地3	○	
尾張テクアス㈱	一宮市三条字通4番地1		○
中衛工業㈱	名古屋市南区鶴里町三丁目11番地		○
㈱起町衛生社	一宮市西五城字上切5番地2	○	○
㈱カナックス	一宮市三条字中1番地	○	○
木曽川環境クリーン㈱	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56番地	○	○

７　し尿浄化槽設置数及び清掃状況

年　度	R2		R3		R4	
	数量	対前年比(%)	数量	対前年比(%)	数量	対前年比(%)
設置数(基)	45,039	—	44,435	98.7	44,816	100.9
汚泥引抜量(kℓ)	69,067	—	71,759	103.9	73,204	102.0

８　し尿処理の状況

年　度	R2		R3		R4	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
し尿収集人口	16,831	4.39	16,404	4.30	15,373	4.05
浄化槽人口	171,077	44.60	167,528	43.93	165,221	43.53
公共下水道人口	195,674	51.01	197,434	51.77	198,944	52.42
自家処理人口	0	0.00	0	0.0	0	0.0
計	383,582	100.0	381,366	100.0	379,538	100.0

９　合併処理浄化槽設置補助金交付状況

（１）補助限度額

単位:円

人槽別	R2	R3	R4
5人槽	332,000	332,000	332,000
6 ～ 7 人槽	414,000	414,000	414,000
8 ～50人槽	548,000	548,000	548,000
撤去費	90,000	90,000	90,000

※平成21年度から単独処理浄化槽撤去費の上乗せ補助を開始。

（２）補助金交付状況

単位:円

人槽別	R2		R3		R4	
	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額
5　人槽	17	5,644,000	27	8,964,000	21	6,972,000
6～7人槽	10	4,140,000	27	11,178,000	35	14,490,000
8～50人槽	2	1,096,000	2	1,096,000	2	1,096,000
撤去費	11	990,000	11	990,000	10	990,000
合　計	29	11,870,000	56	22,228,000	58	23,548,000
対前年比	－		187.3%		105.9%	

第９章　資　　料

１　令和５年度一般廃棄物処理実施計画…　48
２　産業廃棄物の分類　……　62
３　一宮市環境行政のあゆみ　……　65

一宮市告示第259号

一般廃棄物処理実施計画（変更）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第4項」及び「一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年一宮市条例第10号。以下「条例」という。）第14条第2項」の規定により、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように変更します。

令和5年6月1日

愛知県一宮市長　　中 野　正 康

第１　総則

１　対象区域

一宮市全域

２　計画期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

第２　ごみ処理実施計画

１　ごみの発生量の見込み

一般廃棄物の種類	家庭系	事業系	計画量
可　燃　ご　み	68,646　t	23,128　t	91,774　t
不　燃　ご　み	6,422　t	－	6,422　t
粗　大　ご　み	985　t	－	985　t
資　　源	13,952　t	－	13,952　t
合　　計	90,005　t	23,128　t	113,133　t

２　ごみの排出の抑制のための方策

（１）　全市域統一したごみの分別収集の実施

平成20年4月1日より全市域統一のごみ分別収集を実施し、引き続きごみ出しルールの周知徹底を図る。

（２）　「いちのみや530（ごみぜろ）作戦」の実施

1人1日53グラムのごみ減量に取り組む「いちのみや530(ごみぜろ)作戦」について、市民へ浸透を図るため以下の方策を実施する。

①環境月間実施事業

毎年10月を一宮市環境月間と位置付け、市民の生活環境の保全と環境衛生意識の向上を図っている。

・清掃事業運動を全市的に展開し、その普及に努める
・環境をテーマとした作品の募集、入賞作品の展示と入賞者の表彰を実施
・公立保育園児の保護者によるごみ収集体験の実施（お父さん・お母さんごみ収集にトライ）
・市内ショッピングセンターにて環境月間啓発キャンペーンを実施
・不法投棄の取り締まりを強化
・市広報、ポスター、横断幕などによる啓発を実施

②施設見学や出前講座

市ごみ処理施設の見学や出前講座を受け付け、ごみの減量、分別ルールの啓発やごみ処理の説明を実施する。

③廃棄物減量等推進審議会事業

一般廃棄物の減量・再利用・適正処理の推進に関する調査研究及び審議を行う。

④ごみ減量親子モニター事業

親子でリサイクル工場を見学することにより、子どものときからごみ減量やリサイクルに関心を持ち、知識を深めてもらう。

⑤食品ロス削減推進事業

食品ロス（まだ食べられるのに捨てられている食べ物）の削減を目的に、「食品ロス削減推進計画」を策定し、家庭で余った食品を対象としたフードドライブ事業の推進や、飲食店等を対象としたいちのみや食べきり協力店登録制度の実施、食品ロス削減推進レシピの作成及び発信を行う。

⑥資源回収事業推進助成事業

資源回収推進協議会等に助成金、各再生資源協同組合に交付金を支出し、登録団体に奨励金を交付することにより、資源の回収事業を円滑に実施する。

⑦ 使用済み家庭用インクカートリッジ回収事業

ごみの減量とCO_2排出抑制のため、家庭で使用済みとなったインクカートリッジを回収し、リサイクルする。

⑧その他広報活動

「資源とごみの分け方・出し方辞典」の発行や、通知機能を搭載し、スマートスピーカーに対応しているスマートフォン向けの新しいごみ分別アプリ「さんあ～る」を導入するとともに、広報の活用、パンフレット「一宮市環境センター」、環境部公式ＳＮＳアカウントの運用等により情報提供を行い、市民に対しごみ減量の啓発を行う。

（３）　プラスチックごみゼロへの取り組み

海洋生物への悪影響が懸念されている、海洋プラスチックごみの排出をなくすことを目指し、消費者、事業者、行政が一体となって、プラスチックごみゼロに向けた取り組みを進める。

3　ごみ・資源の分別区分及び排出方法

（1）　家庭系ごみ

平成20年4月1日より全市域統一のごみ分別収集を実施

①指定ごみ袋制度

分別ルールの徹底やごみ出しマナーの向上を図るため、可燃ごみ・不燃ごみ・収集資源の排出には指定ごみ袋を使用する。可燃ごみ用は黄色、不燃ごみ用は無色、資源用は緑色とする。

②家庭系ごみの分別区分及び排出方法

分別区分		主な種類	排出方法	収集回数
可燃ごみ		台所ごみ、資源にならない紙や布類、ゴム･皮革製品類、草･枝･木くず、汚れの落ちにくいプラスチック製容器包装など	排出は収集日当日の朝とし、可燃ごみ用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに可燃ごみ集積場所へ排出する。	週2回
不燃ごみ		ガラス･陶磁器類、プラスチック製品類(容器包装を除く)、家電･小型機器類など	排出は収集日当日の朝とし、不燃ごみ用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに不燃ごみ集積場所へ排出する。	月2回
粗大ごみ		指定ごみ袋に入らない、縦･横･高さのいずれかが60cm以上のもの、大きさに関係なく6kg以上のもの	電話申込みにより市の指示に従い、納付券を貼付し、指示日の午前8時30分までに指定場所へ排出する。	週1回 (5点まで)
収集資源	プラスチック製容器包装	カップ、トレイ、パック類、袋･ラップ類、ボトル類、キャップ・ラベル類など	排出は収集日当日の朝とし、資源用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに可燃ごみ集積場所へ排出する。	週1回
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類、乳飲料用のペットボトル	排出は収集日当日の朝とし、資源用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに不燃ごみ集積場所へ排出する。	月2回
	空き缶・金属類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、なべ･やかん･フライパン･食器など	排出は収集日当日の朝とし、資源用指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までに不燃ごみ集積場所へ排出する。	月2回
町内回収資源	紙類	新聞紙･チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、紙パック	ひもで束ね（雑がみは紙袋に入れても可）、指定日の午前7時30分から午前9時までに回収場所へ排出する。	月1回
	布類	古着、毛布、シーツ、カーテン	ひもで束ね又は袋に入れて、指定日の午前7時30分から午前9時までに回収場所へ排出する。	
	ガラスびん	飲料用、食料用、化粧品用など	色分けし、指定日の午前7時30分から午前9時までに回収場所に置かれた回収かごへ排出する。	
	資源ではない「有害ごみ」	蛍光管、乾電池、コイン電池、鏡、水銀式体温計、水銀式血圧計	品目分けし、指定日の午前7時30分から午前9時までに町内の回収場所に置かれたコンテナへ排出する。	月1回

※ 詳細は「資源とごみの分け方・出し方辞典」（令和4年11月発行）による。
※ 各集積場所及び回収場所は、それを利用しようとする市民が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。

③資源のその他排出方法

分別区分		主な種類	排出方法	回収日
拠点回収	ペットボトル、 空き缶・金属類、 紙類、 布類、 ガラスびん、 その他、 使用済み植物性食用油	※P.3(1)②家庭系ごみの分別区分及び排出方法の「収集資源」及び「町内回収資源」を参照	市内4ヵ所に設置された資源回収拠点へ直接持参する。 ・一宮市環境センター ・旧尾西清掃事業所 ・一宮市社会福祉協議会大和事務所駐車場 ・コスモス福祉会旧つぐみ作業所	土曜日・日曜日 午前9時から 午後3時まで
	小型家電	携帯電話、 デジタルカメラ、 ビデオカメラ、 電子辞書、 携帯音楽プレーヤー、 電子ゲーム機器、 電卓、 ポータブルカーナビ、 ＡＣアダプタ、 小型充電式電池（ﾘﾁｳﾑｲｵﾝ電池等）を取り外せない小型家電	市内21ヵ所に設置された小型家電回収ボックスに直接持参する。 ・テラスウォーク一宮アピタ一宮店 ・アピタパワー木曽川店 ・イオンモール木曽川 ・ＤＣＭカーマ尾西店 ・一宮市役所本庁舎 ・尾西庁舎 ・木曽川庁舎 ・葉栗出張所 ・丹陽町出張所 ・浅井町出張所 ・大和町出張所 ・萩原町出張所 ・千秋町出張所 ・博物館 ・一宮地域文化広場 ・尾西南部生涯学習センター ・総合体育館 ・エコハウス１３８ ・温水プール ・尾張一宮駅前ビル（ｉ－ビル） ・環境センター北館	各施設の 開場時間内
	使用済みインクカートリッジ	使用済みインクカートリッジ （全メーカー対象）	市内17ヵ所に設置されたインクカートリッジ回収ボックスに直接持参する。 ・一宮市役所本庁舎 ・尾西庁舎 ・木曽川庁舎 ・葉栗出張所 ・丹陽町出張所 ・浅井町出張所 ・大和町出張所 ・萩原町出張所 ・千秋町出張所 ・博物館 ・一宮地域文化広場 ・尾西南部生涯学習センター ・総合体育館 ・エコハウス１３８ ・温水プール ・尾張一宮駅前ビル（ｉ－ビル） ・環境センター北館	各施設の 開場時間内

※ 詳細は「資源とごみの分け方・出し方辞典」（令和4年11月発行）による。

④一時多量ごみ

家庭から排出される一時多量ごみは、可燃物と不燃物に分別し、排出者が自ら市ごみ処理施設に搬入するか、市が家庭系一般廃棄物について許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）に委託し収集運搬して処理を行う。

（２） 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者が自ら市ごみ処理施設に搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）に委託し収集運搬して処理を行う。また、紙類・布類・鉄類などの資源は分別し、再生業者へ引き渡し処理をする。

一般廃棄物収集運搬業の許可については、市の許可業者（別表１）の収集運搬能力に余力があるため、新規の申請は受け付けない。

（３）　特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器の処理

排出者が、購入した小売業者または買い換えする小売業者に引き取りを依頼し、必要な費用を負担した上で引き渡しすることを原則とする。

ただし、買い換え以外で、購入した小売業者が廃業で存在しない場合又は購入した小売業者が遠方で引き渡しが困難な場合は、次の方法で引き渡しする。

①排出者が、製造業者等の配置する下記の指定引取場所に自ら搬入する。

排出者が、直接下記の指定引取場所まで搬入し、その場で「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を支払う。

指定引取場所
昭栄金属（株）　一宮市丹陽町五日市場字天上126 西濃運輸（株）小牧支店　小牧市新小木1-92 西濃運輸（株）六条倉庫　岐阜県岐阜市六条大溝1-10

②市が排出者より引き取り、製造業者等の配置する指定引取場所まで運搬する。

排出者は、製造業者等に「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を支払った後、市に対し下記の収集運搬料金を支払い、「特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）」とともに引き渡す。

市が収集運搬し、指定引取場所まで運搬するもの	2,400円/台
排出者が自ら市ごみ処理施設に搬入し、市が指定引取場所まで運搬するもの	1,600円/台

市は、引き取った家電リサイクル法対象機器を指定引取場所に運搬する。

（４）　排出及び搬入禁止物

市で処理することが困難または危険である下記のものについては、市で取り扱わない。排出者は、販売店等に引き取りを依頼する。

① 農薬等毒性物質
② 爆発物等危険性のあるもの
③ 燃え殻及び汚泥
④ 廃油、廃酸及び廃アルカリ
⑤ 著しく異臭を放つもの
⑥ 水銀含有廃棄物
⑦ 感染性医療廃棄物
⑧ オートバイ、原動機付自転車、温水機、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械・器具、バッテリー、ピアノ、プロパンガス容器、フロンを使用した製品、その他処理が困難であるもの
⑨ 指定再資源化製品（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する指定再資源化製品をいう。）として回収されるもの
・パーソナルコンピューター
・密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）

（５）　法第9条の9の規定による環境大臣の認定（広域認定）を受けたものが回収するもの

・廃スプリングマットレス
・廃パーソナルコンピューター
・廃密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）
・廃開放形鉛蓄電池
・廃二輪自動車
・廃ＦＲＰ船
・廃消火器
・廃火薬類
・廃印刷機
・廃携帯電話用装置
・廃インクカートリッジ
・使用済小型電子機器　等

4　一般廃棄物の処理主体および処理方法

（1）　家庭系ごみ

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種類</th><th>収集運搬</th><th colspan="2">中間処理</th><th colspan="2">最終処分</th></tr>
<tr><th>主体</th><th>主体</th><th>方法</th><th>主体</th><th>方法</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="2">市（直営）
市（委託）</td><td rowspan="2">市（直営）</td><td rowspan="2">焼却処理
（焼却灰は一部資源化）</td><td>市（直営）
市（委託）</td><td>埋立
処理</td></tr>
<tr><td>市（委託）</td><td>資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>市（委託）</td><td rowspan="3">市（直営）</td><td rowspan="3">破砕処理後、焼却処理、
小型家電、コード類は選別
後資源化</td><td>市（直営）
市（委託）</td><td>埋立
処理</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">粗大ごみ</td><td rowspan="2">市（委託）</td><td colspan="2">資源化（売却）</td></tr>
<tr><td>市（委託）</td><td>資源化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収集資源</td><td>プラスチック製容器包装</td><td>市（直営）
市（委託）</td><td>市（委託）</td><td>選別・圧縮固縛</td><td colspan="2">(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>市（委託）</td><td>市（委託）</td><td>選別・圧縮固縛</td><td colspan="2">(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す</td></tr>
<tr><td>空き缶・金属類</td><td>市（委託）</td><td>市（直営）</td><td>選別・圧縮固縛</td><td colspan="2">資源化（売却）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">町内回収資源</td><td>紙類</td><td>市（協定）</td><td colspan="2">古紙回収業者へ引き渡す</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>布類</td><td>市（協定）</td><td colspan="2">資源回収業者へ引き渡す</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>ガラスびん</td><td>市（協定）</td><td colspan="2">資源回収業者へ引き渡す</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>市（協定）</td><td>市（直営）</td><td>選別・破砕</td><td colspan="2">(公社)全国都市清掃会議等へ引き渡す（乾電池は業者へ引き渡す）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">拠点回収等</td><td>ペットボトル、空き缶・金属類、紙類、布類、ガラスびん、使用済み植物性食用油</td><td rowspan="4">排出者</td><td colspan="2">資源回収業者へ引き渡す</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>市（直営）</td><td>選別・破砕</td><td colspan="2">(公社)全国都市清掃会議等へ引き渡す（乾電池は業者へ引き渡す）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型家電</td><td>市（直営）</td><td>ボックスから回収後選別</td><td colspan="2">資源化（売却）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リネットジャパンリサイクル㈱による宅配便回収</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>集団回収</td><td>紙類、布類、空き缶類</td><td>排出者</td><td colspan="2">資源回収業者へ引き渡す</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">家庭から排出される
一時多量ごみ</td><td>排出者</td><td rowspan="2">市（直営）</td><td rowspan="2">焼却処理、又は破砕処理後
焼却処理</td><td rowspan="2">市（直営）
市（委託）</td><td rowspan="2">埋立
処理</td></tr>
<tr><td>許可業者
別表1</td></tr>
</table>

（2）　事業系ごみ

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種類</th><th>収集運搬</th><th colspan="2">中間処理</th><th colspan="2">最終処分</th></tr>
<tr><th>主体</th><th>主体</th><th>方法</th><th>主体</th><th>方法</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">事業活動に伴って
排出される
一般廃棄物</td><td>排出者</td><td rowspan="2">市（直営）
市（委託）</td><td rowspan="2">焼却処理、又は破砕処理後
焼却処理</td><td rowspan="2">市（直営）
市（委託）</td><td rowspan="2">埋立
処理
資源化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可業者
別表1</td></tr>
<tr><td>許可業者</td><td>資源化（堆肥処理等）</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

5　一般廃棄物の処理計画

（1）　収集及び運搬

区分	家庭系一般廃棄物		事業系一般廃棄物	
	収集	自己搬入	自己搬入	許可業者
可燃ごみ	66,972 t	1,674 t	4,202 t	18,926 t
不燃ごみ	4,403 t	2,019 t	－	－
粗大ごみ	985 t	－	－	－
資源	12,239 t	1,713 t	－	－

家庭系資源の内訳

区分	収集資源及び町内回収資源	拠点回収等	集団回収
プラスチック製容器包装	4,633 t	－	－
ペットボトル	793 t	55 t	－
空き缶・金属類	604 t	46 t	8 t
紙類	4,685 t	762 t	500 t
布類	356 t	72 t	29 t
ガラスびん	1,085 t	197 t	－
その他	83 t	28 t	－
小型家電	－	16 t	－
計	12,239 t	1,176 t	537 t

（2）　中間処理

① 市ごみ処理施設

名称	一宮市環境センター 焼却施設
所在地	一宮市奥町字六丁山52
処理方法	焼却（全連続燃焼式）
処理能力	150ｔ/24ｈ×3基
処理する廃棄物	可燃ごみ
処理量	97,823 ｔ
残渣と処分方法	焼却灰　9,782 ｔ　埋立または資源化 固化灰　3,913 ｔ　埋立

名称	一宮市環境センター リサイクルセンター	
所在地	一宮市奥町字六丁山52	
処理方法	破砕（竪型高速回転複合式）・選別	選別・圧縮
処理能力	51ｔ/5ｈ	9ｔ/5ｈ
処理する廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ	空き缶・金属類
処理量	7,587 ｔ	604 ｔ
残渣と処分方法	不燃物　333 ｔ　埋立 金属類　1,111 ｔ　資源化	金属　543 ｔ　資源化（売却） 残渣　61 ｔ　焼却・埋立

② 中間処理委託施設

名称	木曽川環境クリーン(株) 第2リサイクルセンター	尾張テクアス(株) グリーンプラント
所在地	一宮市木曽川町黒田三ノ通り196	一宮市明地字金屋敷73-1
処理方法	選別・圧縮固縛	選別・圧縮固縛
処理能力	20ｔ/日（2.5ｔ/ｈ）	4.8ｔ/日（0.6ｔ/ｈ）
処理する廃棄物	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
処理量	3,375 ｔ	1,259 ｔ
残渣と処分方法	プラスチックベール 1,941 ｔ 資源化 残渣 1,434 ｔ 破砕・埋立・資源化	プラスチックベール 1020 ｔ 資源化 残渣 239 ｔ 破砕・埋立・資源化

名称	木曽川環境クリーン（株） 第6リサイクルセンター	コスモス福祉会 コスモス千秋リサイクルセンター
所在地	一宮市木曽川町黒田二ノ通り188	一宮市千秋町一色字東出16
処理方法	選別・圧縮固縛	選別・圧縮固縛
処理能力	6ｔ/日（0.75ｔ/ｈ）	3.2ｔ/日（0.4ｔ/ｈ）
処理する廃棄物	ペットボトル	ペットボトル
処理量	540 ｔ	253 ｔ
残渣と処分方法	ペットボトルベール 454 ｔ 資源化 残渣 86 ｔ 破砕・埋立・資源化	ペットボトルベール 213 ｔ 資源化 残渣 40 ｔ 破砕・埋立・資源化

名称	三重中央開発（株）	住友大阪セメント（株）
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	兵庫県赤穂市折方字中水尾1513
処理方法	焼成	焼成
処理能力	200ｔ/日	84ｔ/日
処理する廃棄物	焼却灰	焼却灰
処理量	250 ｔ	1,000 ｔ
残渣と処分方法	資源化	資源化

③ 法第7条に基づく一般廃棄物処分業許可業者施設

名称	木曽川環境クリーン(株) 第3リサイクルセンター	(株)ディーアイディー尾西営業所 バイオマスリサイクルセンター
所在地	一宮市木曽川町外割田字二ノ通り117	一宮市明地字井之内31-3、32-1、 33-1、34-1、34-2、35、36
処理方法	堆肥化（生ごみ処理装置）	堆肥化（スクープ方式）
処理能力	1ｔ/日（24ｈ）×4基	14ｔ/日
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）
処理量	549.33 ｔ	1100.04 ｔ
残渣と処分方法	堆肥　資源化	堆肥　資源化

名称	（株）アース・リサイクルエナジー	高橋造園土木（有）
所在地	一宮市大和町馬引字東中境38-1	一宮市萩原町西御堂字南江西19
処理方法	破砕	破砕
処理能力	4.8ｔ/日	50.0ｔ/日
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（木くず）	事業系一般廃棄物（木くず）
処理量	1332.41 ｔ	15000.00 ｔ
残渣と処分方法	チップ　資源化	チップ　資源化

④ 一宮市外での処理施設

名称	（株）小桝屋 飛島FRセンター	(有)八開チップ
所在地	愛知県海部郡飛島村木場2-80	愛知県愛西市鵜多須町寺浦108
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）	事業系一般廃棄物（剪定枝・草等）
処理量	6.09 ｔ	793.51 ｔ
残渣と処分方法	飼料化	堆肥　資源化

名称	(有)のうび緑化　南濃製造場	(株)美濃ラボ
所在地	岐阜県海津市南濃町羽沢957	岐阜県海津市平田町今尾1195-1
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（剪定枝・草等）	事業系一般廃棄物（実験動物死体等）
処理量	24.2 ｔ	6.80 ｔ
残渣と処分方法	破砕・堆肥　資源化	焼却処分　埋立

名称	自然応用科学(株)	フルハシＥＰＯ（株） 愛知第五工場
所在地	岐阜県山県市大字大森字恋洞235-3	愛知県清須市西堀江西浦2417
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（剪定枝・草等）	事業系一般廃棄物（剪定枝・草等）
処理量	332.46 ｔ	16.3 ｔ
残渣と処分方法	破砕　資源化	破砕　資源化

名称	(株)ケミカルフォース 名古屋工場
所在地	愛知県名古屋市港区潮見町37-10
処理する廃棄物	事業系一般廃棄物（食品廃棄物）
処理量	67.79 ｔ
残渣と処分方法	堆肥　資源化

（３）　最終処分

① 市最終処分場

名称	一宮市光明寺最終処分場
所在地	一宮市光明寺字寅新田4-1
全体面積	21,540 ㎡
全体容量	105,480 ㎥
構造	管理型処分場
埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、不燃物
埋立量	1,083 t

② 最終処分場委託施設

名称	㈶愛知臨海環境整備センター 衣浦港３号地廃棄物最終処分場	三重中央開発(株)
所在地	愛知県知多郡武豊町字三号地1	三重県伊賀市予野字鉢屋4713
全体面積	472,000 ㎡	491,216 ㎡
全体容量	4,960,000 ㎥	6,165,896 ㎥※
構造	管理型処分場	管理型処分場
埋立方式	海面埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、固化灰	固化灰
埋立量	10,500 t	750 t

※三重中央開発㈱の全体容量は産廃を含む。

名称	エコシステム花岡(株)	(株)富山環境整備
所在地	秋田県大館市花岡町字堤沢42	富山県富山市婦中町吉谷3-3
全体面積	140,841 ㎡	231,300 ㎡
全体容量	3,041,554 ㎥	8,973,520 ㎥
構造	管理型処分場	管理型処分場
埋立方式	平面埋立方式	平面埋立方式
処分する廃棄物	焼却灰、固化灰	焼却灰、固化灰
埋立量	800 t	300 t

（別表１）法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）

許可業者名	所　在　地	内　容
(株)海部清掃	あま市西今宿字平割二6	事業系一般廃棄物
一宮中部衛生(株)	一宮市奥町字六丁山12-4	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
(有)稲沢クリーンサービス	稲沢市一色下方町368-3	事業系一般廃棄物
エコムカワムラ(株)	岐阜県安八郡輪之内町里85-3	事業系一般廃棄物
大成環境(株)	小牧市大字本庄字山之内1251-9	事業系一般廃棄物
(有)岡田商店	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4722-10	事業系一般廃棄物
(株)尾張紙業	清須市春日新田86	事業系一般廃棄物
(有)尾張商事	稲沢市祖父江町山崎柳69	事業系一般廃棄物
尾張テクアス(株)	一宮市三条字通4-1	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
(株)金光	一宮市蓮池字郷西77	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
(株)紙資源名古屋	江南市般若町南山163-1	事業系一般廃棄物
木曽川環境クリーン(株)	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物
共栄サービス	一宮市木曽川町黒田字中野黒190	事業系一般廃棄物
国本商店	一宮市定水寺字山ケ作24-3	事業系一般廃棄物
(株)倉衛工業	江南市古知野町北屋敷111	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
クリーンシステム(株)	一宮市北小渕字西幟26-1	事業系一般廃棄物
(有)ケーアイ	北名古屋市沖村権現5	事業系一般廃棄物
(株)サンキョークリエイト	稲沢市正明寺2-22-5	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
(有)シンセイ	一宮市明地字東下城78-1	事業系一般廃棄物
西部開発（株）	小牧市小牧原1-10	事業系一般廃棄物
(株)大中環境	一宮市明地字山中25	事業系一般廃棄物
大和エネルフ(株)	春日井市明知町1510-1	事業系一般廃棄物
大和エンタープライズ(株)	江南市上奈良町久保144	事業系一般廃棄物
㈱高島衛生	岐阜県岐阜市柳津町丸野4-80	事業系一般廃棄物
(有)タツミ産業	江南市松竹町八幡118	事業系一般廃棄物
(株)中部クリーンシステム	江南市中般若町東10	事業系一般廃棄物
(株)ディーアイディー	一宮市常願通5-20-1	事業系一般廃棄物
東海装備(株)	名古屋市瑞穂区大喜町5-17	事業系一般廃棄物
(株)トータルライフサポート	岐阜県羽島郡岐南町伏屋2-16	事業系一般廃棄物
永井産業(株)	清須市西須ヶ口58	事業系一般廃棄物
林商店	一宮市大和町妙興寺字三十八社前40-5	事業系一般廃棄物
(株)福井商店	一宮市佐千原字北切野56	事業系一般廃棄物
福田三商(株)	名古屋市南区千竈通2-14-1	事業系一般廃棄物
(株)富士商行	春日井市桃山町3-191	事業系一般廃棄物
星山商店(有)	稲沢市一色神宮町52	事業系一般廃棄物
(有)ホテイクリーン	江南市安良町地蔵78	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
丸ア金属(株)	一宮市明地字下柳之内78-1	事業系一般廃棄物
丸福解体工業(株)	一宮市北今字堀田27-1	事業系一般廃棄物 家庭系一般廃棄物

(株)ミズサキ	岩倉市八剱町寺山12	事業系一般廃棄物
(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195-1	事業系一般廃棄物
やまもと企画(株)	岐阜県可児市塩河1054-1	事業系一般廃棄物
(有)芳村商店	春日井市東野新町2-9-7	事業系一般廃棄物
(有)ワイ・エス	愛西市赤目町杉土居12-2	事業系一般廃棄物 特定家庭用機器(荷卸)
(株)愛北産業	岩倉市曽野町709	特定家庭用機器(荷卸)
オオブユニティ(株)	大府市北崎町駒場88	特定家庭用機器(荷卸)
シバタ(株)	江南市古知野町桃源46	特定家庭用機器(荷卸)
(株)新栄工業	犬山市中山町2-37	特定家庭用機器(荷卸)

第３　生活排水処理実施計画

１　し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	計　画　量	合　計
し　　尿	8,930　kℓ	78,150　kℓ
浄化槽汚泥	69,220　kℓ	

２　処理形態別人口

区分	人口
下　　水　　道	197,434　人
合併処理浄化槽	78,910　人
単独処理浄化槽	88,618　人
計画収集（し尿）	16,404　人
合　　計	381,366　人

（令和４年３月３１日現在）

３　生活排水処理促進に関する方策

（１）　し尿・浄化槽に関する方策

① 合併処理浄化槽への転換促進
　くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する個人に対して補助金の交付を行う。

② 浄化槽の適切な維持管理の促進
　浄化槽の適切な維持管理が実施されるよう、市ウェブサイトや文書等で指導啓発を行うとともに、清掃・保守点検・法定検査の未実施者に対して、実施を促す文書の送付を行う。

（２）　下水道に関する方策

① 下水道接続率の向上
　下水道未接続世帯を戸別訪問し、接続指導を行う。

（３）　その他

① 啓発イベントの実施
　市が実施するイベント等において、生活排水の適正処理や浄化槽の維持管理、合併処理浄化槽への転換促進を目的とした啓発活動を実施する。

② 浄化槽協議会の活用
　保守点検、清掃、法定検査の関係業者等により構成されており、市民や事業者に向けて浄化槽の適正な使用・維持管理をするよう啓発を行う。

４　し尿・浄化槽汚泥の処理主体および処理方法

種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
	主体	主体	方法	主体	方法
し尿	許可業者 別表2 別表3	市（直営）	標準脱窒素処理方式・高度処理（汚泥は焼却）	市（直営）	埋立処理
浄化槽汚泥		市（直営）	標準脱窒素処理方式・高度処理（汚泥は焼却）	市（直営）	埋立処理

5　処理計画

（1）　収集運搬について

市内で発生するし尿（下水道に接続されたものの処理を除く。）・浄化槽汚泥は、市が許可した一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者（別表2、別表3）に委託し収集運搬をする。

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業の許可については、市の許可業者（別表2、別表3）の収集運搬能力に余力があるため、新規の申請は受け付けない。

（2）　中間処理について

① 処理施設

市のし尿処理施設である一宮市衛生処理場にて処理をする。

名称	一宮市衛生処理場
所在地	一宮市奥町字六丁山8
処理方法	標準脱窒素処理方式高度処理付
処理能力	100kl/日×2施設
処理する廃棄物及び処理量	し尿　：　8,930 kℓ 浄化槽汚泥　：　69,220 kℓ
残渣と処分方法	希釈汚水105,000ｋℓを一宮市西部浄化センター特水系に移送 余剰汚泥（脱水）及びし渣は一宮市環境センター焼却施設にて焼却

② 処理量の見込み

区分	し尿	浄化槽汚泥
処　理　量	8,930　kℓ	69,220　kℓ

（別表２）法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿、浄化槽汚泥）

許可業者名	所　在　地	内　容
一宮中部衛生(株)	一宮市奥町字六丁山12-4	し尿、浄化槽汚泥
(有) 青空クリーン	一宮市大和町福森字井戸畑34-3	し尿
木曽川環境クリーン(株)	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	し尿、浄化槽汚泥
中衛工業(株)	名古屋市南区鶴里町3-11	浄化槽汚泥
尾張テクアス(株)	一宮市三条字通4-1	浄化槽汚泥
(株)起町衛生社	一宮市西五城字上切5-2	し尿、浄化槽汚泥
(株)カナックス	一宮市三条字中1	し尿、浄化槽汚泥

（別表３）浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業許可業者

許可業者名	所　在　地	内　容
一宮中部衛生(株)	一宮市奥町字六丁山12-4	浄化槽清掃
木曽川環境クリーン(株)	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	浄化槽清掃
中衛工業(株)	名古屋市南区鶴里町3-11	浄化槽清掃
尾張テクアス(株)	一宮市三条字通4-1	浄化槽清掃
(株)起町衛生社	一宮市西五城字上切5-2	浄化槽清掃
(株)カナックス	一宮市三条字中1	浄化槽清掃

２　産業廃棄物の分類　（事業活動に伴って生じた廃棄物）

	種　類	定　　義
あらゆる事業活動に伴うもの	**燃え殻**	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	灰かす、石炭殻、コークス灰、重油燃焼灰、廃棄物焼却灰、炉掃出物、煙道・煙突に付着したすす等	
	汚　泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの
	①**有機性汚泥**：製紙スラッジ、下水道汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす等 ②**無機性汚泥**：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイトかす、石灰かす、石こうかす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不用生コンクリート、金剛砂泥、廃触媒、タルクかす、釉薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥（汚泥と廃アルカリの混合物）、転写紙かす等	
	廃　油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油
	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース油等）、切削油系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンジン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロロエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ウエス、廃吸油材、廃シール材、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム、洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等	
	廃　酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生じる沈殿物は汚泥と同様に取扱う。
	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白侵せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液等	
	廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生じる沈殿物は汚泥と同様に取扱う。
	洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイド廃液、アンモニア廃液、染色廃液（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等	

	種　類	定　　義
あらゆる事業活動に伴うもの	**廃プラスチック類**	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす（固形状のもの）、接着剤かす等	
	ゴムくず	天然ゴムのくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	切断くず、裁断くず、くずゴム、ゴム引布くず	
	金属くず	
	鉄くず、空きかん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等	
	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	①**ガラスくず**：廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉等 ②**コンクリートくず**：製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず等 ③**陶磁器くず**：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、耐火レンガくず、断熱レンガくず、廃石膏型	
	鉱さい	
	高炉・平炉・転炉・電気炉等からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ・ドロス・カラミ・スパイス、不良鉱石、ボタ不良石灰、粉炭かす、鉱じん、鋳物廃砂	
	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）
	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに類する各種廃材	
	ダスト類	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布されたもの、または染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）もしくは金属くず（PCBが付着したもの、または封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等	
特定の事業活動に伴うもの	**紙くず**	○新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）に係るもの ○出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの ○製本業及び印刷物加工業に係るもの ○パルプ、紙、紙加工品製造業に係るもの ○建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるものに限る）に係るもの
	印刷くず、製本くず、裁断くず、包装材、ダンボールくず、壁紙くず等	

	種　類	定　　義
特定の事業活動に伴うもの	**木くず**	○建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるものに限る）に係るもの ○木材・木製品製造業（家具製造業を含む）に係るもの ○パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ○物品賃貸業に係るもの ○貨物の流通のために使用したパレット
	廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、廃木製家具類、パレット等	
	繊維くず	○繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ○建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるものに限る）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
	木綿くず、羊毛くず、絹くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、流れ毛、レーヨンくず、廃ウエス、縄・ロープ類等	
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物 ※魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動によって生じた一般廃棄物
	①動物性残さ：魚及び獣の骨・皮・内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵がら、貝がら、羽毛 ②植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、不良豆、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす	
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥	
	動物のふん尿	畜産農業から排出される家畜のふん尿
	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿	
	動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体
	同上の家畜の死体	
	法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの
	有害汚でいのコンクリート固型化物、焼却灰の溶融固形化物等	

※貨物の流通のために使用したパレットとPCBが塗布されたもの又は染み込んだものについては、業種の限定はありません。

３　一宮市環境行政のあゆみ

（年度）	
大正10	市制施行
昭和　2	下沼町に焼却場完成
5	市庁舎竣工
15	葉栗・西成両村を合併
20	戦災で市街の大半を焼失
23	墓地、埋葬等に関する法律公布
	墓地、埋葬等に関する法律施行規則公布
24	汚物取扱い業者によるし尿の汲取開始
27	一宮駅ビル完成
29	清掃法が公布される
30	隣接8町村と合併
31	第1回織物感謝祭七夕まつり開催
33	六丁山清掃工場完成
34	東部終末処理場起工
	市役所新館起工
35	市役所新館竣工
	東部終末処理場運転を開始
37	愛知県市町村衛生船管理組合設立
	西部終末処理場起工
39	一宮市衛生処理場の設置および管理に関する条例施行
	一宮市衛生処理場の設置および管理に関する条例施行規則施行
	一宮市公衆便所条例施行
	清掃工場増設、六丁山に衛生処理場完成
	西部終末処理場運転を開始
40	一宮市清掃工場条例施行
41	収集車にロータリーローダーを採用
	あかるい青少年都市宣言
43	第1回一宮市環境衛生月間開催
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
	ごみ焼却場に新焼却炉（1号機）完成
	一宮市民生部清掃課となる
46	市庁舎10階建増築工事完成
47	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	ごみ収集全市週2回を実施
48	ごみ収集車に脱臭装置を取付
	愛知県市町村衛生船管理組合解散
49	ごみ焼却場が『一宮市清掃工場』に名称変更
	新鋭焼却炉（2号機）完成
	自動車車庫建設
	衛生処理場にし尿前処理装置、余剰汚泥処理装置、脱臭装置を設置
50	粗大ごみ収集、全連区で実施
51	愛知海域利用協議会設立
52	ドラム缶収集方式を廃止し、袋出し方式に転換
	管理棟完成
53	プレス型ごみ収集車を導入
	高架水槽設置
	埋立地管理人事務所建設（光明寺、大野）
54	資源分別収集開始（千秋町連区）
	焼却炉（1号機）に電気集じん装置を設置
	愛知海域利用協議会用土場、東海市に設置
	光明寺処分場に転圧機を導入

昭和55	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行
	浅井町連区、大志連区、奥町連区、北方町連区で資源分別収集を実施
	排ガス処理設備を設置
56	財団法人クリーンジャパンセンターより、合理的な再資源化分別回収システムの開発モデル都市の指定を受ける
	萩原町連区、葉栗連区、向山連区で資源分別収集実施
	プラットホームにテレビカメラを設置
	粗大ごみ収集、年3回実施に変更
57	神山連区、丹陽町連区、富士連区、西成連区、大和町連区、貴船連区、宮西連区で資源分別収集を実施
58	今伊勢町連区で資源分別収集実施（全連区実施）
	衛生処理場に貯留槽増設（220t槽）
59	水銀含有ごみの分別収集を全連区で開始
	焼却炉（1号機）のガス冷却設備改造工事に着手
	衛生処理場公舎改築
	衛生処理場のボイラー取替（1基）
60	焼却炉（1号機）のガス冷却設備改造工事が完了
	トラックスケールのOA化を実施
	可燃物、不燃物収集区域の見直し実施
	清掃1課、清掃2課に分課
	水銀含有ごみの処理委託を開始
	廃蛍光灯破砕機を設置
	愛知海域利用協議会用土場、名古屋市に移設
61	プラットホームにピットフィーダーを設置
	粗大ごみ処理施設整備計画を策定
	不燃物収集車に初期消火装置を設置
	衛生処理場建設工事着工
62	粗大ごみ処理施設建設工事完成
63	清掃工場敷地拡張及び車庫棟等建設整備工事並びに衛生処理場建設工事完成
平成　元	合併処理浄化槽設置補助金交付事業実施
	焼却炉（1号機）灰バンカ改造工事
	一宮市環境部清掃1課、2課となる
2	粗大ごみ収集、年6回実施に変更
	一宮市環境部環境1課、2課となる
	資源分別収集に牛乳パックを追加
3	一宮市清掃工場条例施行規則施行
	ごみ減量化推進事業として、生ごみ簡易堆肥化容器（コンポスト）購入補助を実施
	光明寺処分場に水処理設備を設置
4	分別収集普及啓発映画を製作
	浸水世帯汲取料助成を開始
5	大野処分場に水処理設備を設置
	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正
	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則全部改正
	一般廃棄物収集運搬業等許可制度を導入
	啓発用マスコットのぬいぐるみを作製
	廃棄物減量等推進審議会を設置
	ごみ減量化推進市民大会にて大会宣言が採択される
6	廃棄物処理施設整備計画書（ごみ・し尿）を提出
	ごみ焼却施設建設工事着工
	不燃ごみの収集委託化を開始
7	衛生処理場増設工事着工
	一宮市空き缶等ごみ散乱防止条例施行
	名古屋南5区廃棄物最終処理場へのごみ焼却灰搬入開始
8	浄化槽汚泥の海洋投入廃止
	フロン回収機購入
	市内5ケ所のモデル地区で資源回収機械化事業開始
	ごみ減量化推進事業として、生ごみ発酵用密閉容器購入補助を実施

	衛生処理場増設工事完成
平成 9	小学生のイラスト入り収集車を5台導入
	環境1課を環境対策課、環境施設課に分課し、環境2課が環境浄化課となる
	ごみ焼却施設完成
	「一宮市清掃工場」から「一宮市環境センター」に名称変更
10	スーパー等でペットボトルの拠点回収を開始
11	ごみ減量化推進事業として、電動生ごみ処理機購入補助を実施
	一宮市環境センターフェアを開催
12	透明もしくは白色半透明のごみ袋を推奨ごみ袋に指定
	環境保全・ごみ減量推進モニターを設置
	光明寺処分場の転圧機を買替
	ペットボトルの拠点回収場所に公共施設を追加し、白色トレイの拠点回収を開始
	㈱ヤマゼン上野処分場への焼却灰搬出を開始
	一宮市環境センターにてISO14001を認証取得
13	粗大ごみを有料戸別収集とする
	エコハウス138完成（H13.4月）
14	一宮市ごみ減量等の推進に関する条例を制定
	市の機構改革により、環境部清掃対策課、施設管理課、浄化課、環境保全課となる。
	焼却灰の処理を㈱ヤマゼンから三重中央開発㈱へ変更
	ごみ減量シンポジウムを開催「いちのみや530（ごみぜろ）作戦」を開始
15	いちのみやエコスクール運動開始
	「ごみの分け方出し方辞典」を発行
	ふれあい収集を開始
	光明寺最終処分場1期工事完成（H16．3月）
	三重中央開発㈱への搬出を中止
16	市内3か所において、日曜日の資源拠点回収を開始
	生ごみ資源化事業を開始
	光明寺処分場の埋立終了
17	尾西市・木曽川町と合併
	大野処分場の埋立終了
	天然ガス4tパッカー車を導入
	第1回一宮市環境月間を開催（環境衛生月間を改変）
18	ごみクレーンの運転管理を委託
	第1衛生処理場（浄化槽汚泥処理施設）汚泥焼却設備を休止
19	第1衛生処理場（し尿処理施設）汚泥焼却設備を休止
	第1衛生処理場希釈移送施設が完成（H20．1月）
	尾西清掃事業所焼却炉を休止（H20．3月）
	三重中央開発㈱への搬出を再開
	中部リサイクル㈱への搬出（資源化）を開始
20	旧市町で異なっていたごみ出しルールを統一（指定ごみ袋制度を導入）
	収集資源の分別区分を新設し、市内全域で収集を開始
	可燃ごみの収集委託化を開始
	日曜日の資源拠点回収を土・日曜日の実施とし、尾西清掃事業所を拠点に追加
	「ごみと資源の分け方・出し方辞典」発行
	大野処分場廃止（H20．8月）
21	名古屋港南5区廃棄物処分場（アセック）の埋立終了（H22．2月）
22	ハイブリッド2tトラックを導入
	㈱ウィズウェイストジャパン新草津ウェイストパークへの焼却灰搬出を開始
	粗大ごみ処理施設火災事故（H22．4月）
	粗大ごみ処理施設の火災に伴い、不燃ごみの一部を稲沢市に搬出（H22.5月～H22．6月）
	江南丹羽環境管理組合のごみ焼却施設の大規模改修に伴い、
	可燃ごみ受入（H22．7月～H22.10月）
	衣浦港3号地廃棄物最終処分場（アセック）への焼却灰搬出を開始（H23．3月）
	光明寺処分場の一部を総合体育館用駐車場として使用(H23．3月)
23	江南丹羽環境管理組合のごみ焼却施設の大規模改修に伴い、
	可燃ごみ受入（H23．8月～H23.11月）
	生ごみ資源化事業終了

平成24	一宮市リサイクルセンター建設工事着工
	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（資源の持ち去り禁止）施行
	一宮市リサイクルセンター完成（ストックヤード部分除く）（H25．3月）
	尾西清掃事業所閉鎖（H25．3月）
25	小型家電の拠点回収を開始（H25．7月）
	粗大ごみ処理施設を解体し、不燃・粗大ごみ等ストックヤード完成（H26．1月）
	兵庫県赤穂市・住友大阪セメントへの搬出（資源化）を開始
26	中部リサイクル㈱への搬出を中止
	「ごみと資源の分け方・出し方辞典」を改訂し、発行
	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事着工
	北館耐震補強工事施工
27	環境センターでの発電の余剰電力（売電）を特定規模電気事業者（PPS）へ売却
	ごみ分別アプリ「一宮市ゴミチェッカー」の導入
	小型家電宅配便回収事業者リネットジャパン㈱と協定を締結
	埋立終了した光明寺処分場を貸地し、民間事業者が太陽光発電設備を設置
28	環境センターの電力供給を特定規模電気事業者（PPS）から調達
	指定ごみ袋デザイン変更（イラスト掲載）
	一宮市リサイクルセンター火災事故（H29.2月）
	環境保全・ごみ減量推進モニターを廃止し、ごみ減量親子モニター事業を開始
29	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト参加(H29.4月）
	光明寺処分場廃止(H29.5月）
	特別高圧変圧器の焼損(H29．6月）
	環境部公式フェイスブックの運用開始
	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事完成
	衛生処理場（し尿処理施設）汚泥焼却設備を廃止（H30.1月）
	衛生処理場（浄化槽汚泥処理施設）汚泥焼却設備を廃止（H30.1月）
30	第1回一宮市フードドライブを開催
令和元	㈱ウィズウェイストジャパン新草津ウェイストパークへの搬出を中止
	稲沢市環境センター火災に伴い、稲沢市の不燃ごみ受入（R元.5月～R元.11月）
	環境センター蒸気タービンローター取替修繕工事（H30～R元）
	一宮市リサイクルセンター火災事故（R元．11月）
	㈱海部清掃へ不燃ごみ処理委託（R元.12月～R2.3月）
	一宮市リサイクルセンターに移動式破砕機設置（R2.3月～R3.2月）
	浸水世帯汲取料助成を廃止
2	新潟県糸魚川市・デンカ㈱への搬出（資源化）を開始
	秋田県大館市・エコシステム花岡㈱への搬出を開始
	一宮市リサイクルセンター火災復旧工事完成（R3.3月）
	環境部公式YouTubeチャンネルを開設（R3.3月）
	ごみ減量推進事業補助（生ごみ簡易堆肥化容器（コンポスト）購入補助、生ごみ発酵用密閉容器購入補助、電動生ごみ処理機購入補助）を廃止
3	中核市へ移行
	環境部の組織変更により、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、収集業務課、施設管理課の5課となる
	ファミマフードドライブ開始（R3.12月～）
4	「食べきり協力店」登録制度開始
	「資源とごみの分け方・出し方辞典」を改訂し、発行
	ごみ分別アプリ「さんあ～る」の導入（旧ごみ分別アプリ「一宮市ゴミチェッカー」廃止）
	使用済みインクカートリッジ再資源化に関しジット(株)と協定を締結
	ごみボックス設置補助金交付事業実施
	持ち込みごみの受付計量業務を委託
	ごみ処理の広域化・集約化に向けて稲沢市と合意（R4.10月20日）
	燃油価格高騰対策支援金を交付（ごみ・資源収集運搬／し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者向け。新型コロナウイルス感染症対策事業として実施）

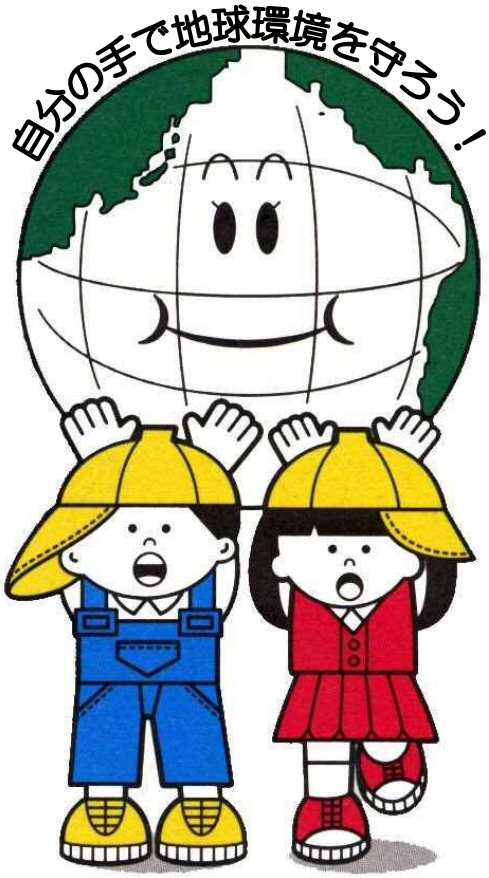

カンちゃん　　ビンちゃん

この概要は、再生紙を使用しています。

編集･発行
一宮市　環境部　廃棄物対策課
〒491-0201　一宮市奥町字六丁山５２
ＴＥＬ　（０５８６）４５－５３７４
ＦＡＸ　（０５８６）４５－０９２３
e-mail　haiki@city.ichinomiya.lg.jp